

## むつ市議会第219回定例会会議録 第1号

### 議事日程 第1号

平成26年2月25日（火曜日）午前10時00分開会・開議

◎固定資産評価審査委員会委員就任挨拶

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 市長施政方針

【議案一括上程、提案理由説明】

第5 議案第1号 むつ市旧大湊水源地水道施設修理専門委員会条例

第6 議案第2号 むつ市市民協働まちづくり会議条例の一部を改正する条例

第7 議案第3号 むつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例

第8 議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第6号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第11 議案第7号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

第12 議案第8号 むつ市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

第13 議案第9号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例

第14 議案第10号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

第15 議案第11号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例

第16 議案第12号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第17 議案第13号 むつ市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

第18 議案第14号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例を廃止する条例

第19 議案第15号 指定管理者の指定について  
(むつ運動公園外2施設)

第20 議案第16号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

第21 議案第17号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第22 議案第18号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第23 議案第19号 平成25年度むつ市一般会計補正予算

第24 議案第20号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計補正予算

第25 議案第21号 平成25年度むつ市水道事業会計補正予算

第26 議案第22号 平成26年度むつ市一般会計予算

第27 議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計予算

- 第28 議案第24号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第29 議案第25号 平成26年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第30 議案第26号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第31 議案第27号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第32 議案第28号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第33 議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算
- 第34 報告第1号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第35 報告第2号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第36 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算)
- 第37 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市一般会計補正予算)
- 第38 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第39 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市一般会計補正予算)
- 第40 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教員	高	瀬	厚	太	郎	教育長	遠	島		進
公営企業者	遠	藤	雪	夫		代査委員	阿	部		昇
選挙管理委員会	畑	中	政	勝		農委委員	立	花	順	一
総務部	伊	藤	道	郎		財務部長	石	野		了
民生部長	松	尾	秀	一		保健福祉部長	花	山	俊	春
経済部長	澤	谷	松	夫		建設部長	鏡	谷		晃
川内庁舎	松	本	大	志		大畑庁舎	畑	中	恒	治
協野舎野民福	猪	口	和	則		会管総政理出	鹿	内		徹
選挙管理委員会	氣	田	憲	彦		監査委員	星		久	南



## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（山本留義） ただいまからむつ市議会第219回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎固定資産評価審査委員会委員就任 挨拶

○議長（山本留義） 議事に入る前に就任のご挨拶があります。

さきの定例会においてむつ市固定資産評価審査委員会委員に選任されました村田和夫氏から就任のご挨拶をお願いいたします。

（村田和夫固定資産評価審査委員会委員登壇）

○固定資産評価審査委員会委員（村田和夫） おはようございます。このたびむつ市議会第218回定例会におきまして、議員の皆様のご同意をいただき、むつ市固定資産評価審査委員会の委員に就任いたしました村田でございます。就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたび固定資産の評価額につきまして、納税者の不服の審査という重要な職務を担うことになりました。審査におきましては、法令に照らし、公平で公正な審理を心がけ、職務に最善の努力を傾注する所存でございますので、議員の皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） これで就任の挨拶を終わります。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、去る2月5日に開催された平成25年度青森県市議会議長会第3回定期総会において、むつ市議会から提出しております下北半島縦貫道路の整備促進については、道路交通環境の整備促進についてとして、また八戸市を除く県内9市議会連名で提出する雇用対策の促進については、来る4月17日、弘前市で開催される第66回東北市議会議長会定期総会提出議案として決定されましたので、ご報告いたします。

次に、本日この後、むつ市協野沢高齢者福祉施設「いこいの里」の移譲先の決定について及び協野沢赤坂地区における不法投棄について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本留義） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、4番佐々木肇議員及び23番菊池光弘議員を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（山本留義） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの24日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの24日間と決定いたしました。

### ◎日程第3 行政報告

○議長（山本留義） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。

まず、むつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」の移譲先法人を決定しましたので、ご報告いたします。

昨年11月27日開会のむつ市議会第218回定例会でご報告いたしました当施設の経営移譲については、11月19日から公募を行い、申請期限であります12月20日までに、3社会福祉法人より経営移譲申請書の提出がありました。

市では、市内に「むつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」民間移譲先法人選定委員会」を設置し、税理士から財務状況等に係る参考意見を徴したうえで、4回の選定委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

選定委員会の開催状況については、別紙のとおりでありまして、「利用者の家族に不安を持たせない「命の安全」、「食の安全」を優先とする運営、地域雇用、地域生産物の使用等、地域に溶け込んだ施設運営を心がけ、児童・障害者・高齢者福祉分野において、「福祉ゾーン脇野沢」づくりを志向するという点、低所得者へ配慮する点等、運営姿勢が前面に打ち出されている。さらには、施設用地の取得を提案し、不退転の決意で移譲を受けたいという意志が感じられる」という理由等から、移譲先を社会福祉法人桜木会としたところであります。

なお、移譲は、本年4月1日からとし、土地については当分の間、無償貸与とするとともに、建物及び備品については「むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第3条第1号の規定により無償譲渡するものであります。

施設利用者のご家族へは、社会福祉法人桜木会とともに2月14日に説明会を開催しております。

また、来る3月2日には、地域説明会を開催し、地域住民の不安の払拭に努めるとともにスムーズな移譲に努めてまいりたいと考えております。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る11月27日開会のむつ市議会第218回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

まず、10月23日、11月22日に実施いたしました環境調査及び撤去工事に伴い設置した浸出水処理施設からの放流水の水質検査につきましては、ダイオキシン類も含め、全ての調査項目で環境基準または排水基準に適合しておりました。

今後も引き続き調査を行い、経過を監察してまいります。

次に、撤去工事の進捗状況につきましては、本年度予定していた区域の廃棄物の撤去が終了し、地山の確認を行ったうえで土砂による埋め戻し及び整地を行い、12月21日をもって現地での作業を完了しております。

平成25年度の廃棄物撤去量は、コンクリート殻・鉄くずなど143トン及び燃えるごみ、燃えないごみ等の廃棄物を2万370トン、合計して2万513トンとなっております。

平成26年度については、4月から撤去工事を再開する予定としており、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、むつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」の移譲先の決定についての報告に対し、質疑ありませんか。18番大瀧次男議員。

○18番（大瀧次男） 2点ほどお伺いをいたします。

1点目は、今回の民間移譲に対して3者の応募があったということでございますけれども、決定に当たり法人側から用地を取得したいというような申し出があったと、このことが決定の大きな要因の一つということでございますけれども、ではどのぐらいの広さがあって、どのぐらいの価格を予定しているのか、または法人側から幾らで取得したいというような要望があったのかどうか。

もう一点は、民間移譲ということですが、今までの民間移譲は、どちらかというと、古い30年、40年たった保育所とか、そういう形の民間移譲が多かったわけですが、今回の「いこいの里」はデイサービスセンターが平成12年、そして老人ホームが平成14年に完成した比較的新しい施設でございます。それを移譲した後にどういう条件を

つけるのかということでございますけれども、例えば10年ぐらい転売禁止とか、そういう条件があるものかどうか、この2点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 施設面積、用地面積については7,838平方メートルとなっております。価格のほうですが、申請に当たっては市の提示する価格で買い取りたいというような提案をしております。

それと、その施設の今後の条件になりますが、移譲公募の条件にも付しておりますが、10年以上現状での利用、現状というか、介護福祉、老人福祉というような形で10年以上は続けるようにという条件を付しておりますので、契約に当たっても、その10年以上という項目を付して譲渡をする予定としております。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 市の提示した価格で取得することですけれども、ではもし、例えば提示した価格が高いというような形になると、やめると。無償貸与ということになっておりますので、そういうことも考えられるのではないかなと、こう思うのですけれども、桜木会が取得するのか、それとも関連した会社が取得するとか個人が取得する、そういうのも認められるのかどうか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 用地の取得をしたいという大変ありがたいお申し出をいただいたわけでございますけれども、市としてはこの価格については評価額を基準に判断するということになるかと思っておりますけれども、ただ財務局との、国とのご相談もありますので、即これ売却というわけにはまいりませんので、今後その辺の条件整備等々をしてから法人側とのお話し合いになるということ

でございます、あくまでも売却先はこの施設を  
経営する法人ということに限定させていただきた  
いものだなと思っているところでございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。6  
番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） ただいまの「いこいの里」の  
譲渡についての質疑をさせていただきたいと思  
います。現在歯の治療をしていますので、聞きづ  
らい点もあろうかと思いますが、ご容赦のほどお  
願いをしたいと思います。5点にわたってお聞き  
をいたしたいと思います。

1つは、この施設の無償譲渡先の選定に当た  
っては、民間移譲先法人選定委員会で審議決定し  
たものと理解をしているわけでありましたが、選  
定委員会設置は、どの条例、規則を適用したもの  
なのか、それとこの委員会の委員の構成、人選、  
協議期限などについて、どのようなことで開催  
したのか、中身をお知らせ願いたいと思います。

2点目は、今回の無償譲渡に当たっては、先  
ほど報告がありましたように、むつ市財産の交換、  
譲与、無償貸付等に関する条例の第3条の第1項  
を適用したとのことであるわけでありましたが、  
この施設は普通財産なのかどうかと、譲渡先は公  
共的団体と解釈してのことなのか、お聞きをいた  
します。

3点目は、指定管理者の公募の際、説明会に  
は現指定管理者以外に出席法人がなかったのに、  
無償譲渡の公募に3法人の応募があったことをど  
のように受けとめているのかお聞きをいたします。

4点目は、市長から議長に対し、1月27日に  
選定結果を文書通知されておりますが、その内容  
は無償譲渡先法人を選定した理由は示されている  
ものの、それ以外の2応募法人の運営計画や運営  
姿勢などが示されていないわけでありまして。そ  
こで、この案件については議決案件ではないとい  
う理解からと思いますが、その理由についてお示  
しを願

いたいと思います。

5点目は、3月31日の引き継ぎ対策と現在の  
地元雇用の対策はどのようにされてきているの  
か、内容をお示し願いたいと思います。

以上、5点、よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪  
口和則） 1点目の選定に当たっての条例、規則  
はどこから来たかということではありますが、庁  
内の選定委員会規定を訓令で設けまして、独自  
の選定委員会を立ち上げております。その構成  
メンバーといたしまして、副市長を委員長とし、  
総務政策部長、財務部長、保健福祉部長、脇野  
沢庁舎所長、保健福祉部政策推進監、総務課長、  
企画調整課長、財政課長及び介護福祉課長をも  
って組織しております。この中で、脇野沢庁舎  
所長とうたってありましたけれども、脇野沢庁  
舎所長は現在脇野沢庁舎の市民福祉課長、いわ  
ば施設の担当でありますので、委員の中からは  
抜けて組織したところでございます。

その期限になりますけれども、いわば決まる  
までというような形で、規定の中では期限を設  
けておりません。

それから、普通財産かということになります  
けれども、現在は公の財産であります。今回の  
定例会に提案しておりますが、廃止条例、それ  
が御議決された後に普通財産として移譲する  
という流れになっております。

この団体ですが、社会福祉法人という公益  
事業を行うということで公共的団体に属する  
という解釈でおります。

次に、説明会に1法人、これは指定管理の  
ほうの説明会に来た1法人でした。「いこいの  
里」の指定管理に応募がなかったものですから、  
市としまして利用者に不便をかけることはでき  
ないと、一時期たりとも休館、閉館はできない  
ものとして



市内の同類の施設を経営する5法人に案内をして、申請が3法人あったというようなことで、これをどう思うかといいますと、やはりそれぞれの法人の考え方があるかと思しますので、うちらとしては何とも判断できないところでございます。

他の評価、3団体それぞれの評価は選定委員会で上げましたけれども、これはそれぞれの団体のプライバシーにもかかわることですので、選ばれた団体のみを選定理由しか公表しておりません。選定委員会では、それぞれの団体に対する評価というものを上げております。

財産の処分につきましては、条例で規定しておりますので、公共事業を公共団体へ財産の譲与ができるということになっておりますので、譲与に関しては議決案件ではないものと考えております。

引き継ぎに関しまして、現在の指定管理者にご協力いただきながら、雇用のほうは、今いる「いこいの里」の施設職員との面談は済ませているということを知っております。備品に関すること等についても、市と現在の指定管理者と協議しながら進めているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 1点目の民間移譲先法人選定委員会の関係であります。12月定例会の行政報告で民間移譲先法人選定委員会設置を報告しておりますわけですが、私はこの指定管理者の選定委員会自体が法律でも制約があるわけですが、議決案件としてなっております。そしてまた、選定委員会自体が条例を制定して実施をしているわけでありまして、それとの関連からしますと、私はこの民間移譲先法人選定委員会も当然議決案件でなければならないのではないかと。したがって、条例を制定するべきだという考え方であります。先ほどの答弁の中で、規定を設けて委員会を設置してきたというようなことの答弁であります。

この関係については先ほど言ったようなことで、この規定自体も条例があって、その次に規定とか規則とか要綱とかというふうなことが関連されるのではないかと私なりに理解をするわけですが、再度その辺についての説明をお願いしたいと思います。

そしてまた委員会は、先ほど構成メンバーをお聞きをいたしました。その中で、公正公平な審議を担保するという建前からしますと、応募団体法人の利害関係を有しない民間の委員を加えるなどして公正公平を期す、こういうことが委員の構成としてあるべきではなかったのかなという考えがあるわけですが、その点については検討したのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

それと、2点目の関係であります。普通財産については、今この定例会以降に行政財産から普通財産に移行して、そして処理をするというふうなことであります。実は、この条例第3条の1項目目、読み上げますと、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲与し、又は譲渡するとき」、こういうふうなことで条例になっているわけでありまして、実は、行政実例では、公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、商工会などの産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会などの文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公の法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよいとされているという行政実例からしますと、今回の無償譲渡先はこれに当たらない公共的団体ではないのかという私なりの理解に立つわけですが、その点についての解釈について、再度お聞きをしたいと思います。

4点目の部分であります。他の2法人については、プライバシーの関係がある

から伏したという趣旨での答弁であります。私は、プライバシーはもちろん担保しなければならないと思います。その方法としては、法人名を伏しながら議会に対して報告なり議決、議決案件だという私の捉え方も申し述べているわけですが、少なくとも公正公平という、そのことを担保する場合にプライバシーを担保するやり方としての法人名を伏すというような形で示すということについては必要な部分ではないかという理解に立つわけですが、再度この点についてお聞きをしたいと思います。

5点目は、それぞれ現在の指定管理者と譲渡先との中で雇用の関係含めてのお話がありました。いろいろ備品の関係とか物理的にスムーズにいくのかなという実は危惧をしているわけがあります。そういう点についての具体的なところは差しおいても、スムーズにいくというようなことでの確信を持っているのかどうかについて、心配をしながら5点目の部分について再度お聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 何点かにわたってお尋ねいただきましたが、まず民間人を選定委員会に入れるべきではなかったのかということでございますけれども、ご存じのように今回公募を通知いたしました法人は、同様の施設を既に経営している経営能力を持った団体ということでございまして、いずれもそういう面では甲乙つけがたいというふうなことがあるわけございまして、そういうことで、今回の「いこいの里」経営に当たっても、これは無償譲渡ということで法人にはほとんど負担がかからないという状況でのスタートということになるわけございまして、いずれの法人でも経営可能というふうな判断が根底にあるわけございまして。そういうことでは、3法人の応募が

あったわけございまして、いずれかを選ばなければいけないというふうなことで、これは比較優位というふうなことで選ばせていただいたというふうなことでございまして、そこにあえて民間人を入れて評価を仰ぐというふうな考え方はなかったということございまして。

それから、公共的団体ではないのではないかというお話でございますけれども、ご存じのようにこの団体は、税を免除されている団体というふうなことでございまして、我々としては公共的な団体というふうな判断をしているということございまして。

それから、選定法人以外についての選外理由と申しますか、そういうふうなものを法人名を伏して報告すべきではないのかということでございましてけれども、これは先ほども言いましたように、あくまでも比較優位というふうなことで、選外になった団体がだめだということでは決してないわけございまして、残念ながら選外にせざるを得なかったというふうな理由をあえてつけるというふうなことは差し控えたいと。いわゆる選外になった2法人についての経緯を表するというふうなことでございまして、あえてだめ出しということの理由というふうなことは控えたいというふうなことでございまして。

以上です。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 最後の5点目の引き継ぎに関しまして、期間も決定通知から引き継ぎまで、4月1日までという時間、期間もありませんので、少しおくらしている経緯はありますが、あと1カ月ちょっとです。引き継ぎに関しましても鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 1点目の部分について、要望も含めて今後の行政運営に当たっての要望をしておきたいと思います。

というのは、12月の一般質問でも指定管理者制度の部分について取り上げさせていただきました。行政が市民との中に、今とりわけ我々も含めて行政に求められているのは情報の公開であります。このことからしますと、先ほどの法人名を伏すとか、こういう点も含めて委員会の構成、私は今市民の中に公開されていないのではないかと。このことを担保するに当たっては、いろんな手法を考えながら、公正公平に、そして情報の公開を旨とする、そのような行政運営にしていかなければならないだろうという私は思いをしているわけでありまして。そういう点について要望しておきたいと思ひますし、答弁の部分があればお聞きをしたいと思ひます。

2点目の部分であります。先ほどの副市長の答弁からしますと、公共的団体と判断をしている。私先ほど申し述べました。行政事例からすれば、先ほど言ったようなことなのです。この行政事例を体して、そのうえでこの譲渡先の法人は公共的団体と判断をした理由について、再度お聞きをしたいと思ひます。

5点目の部分については、心配であります。今脇野沢庁舎所長からお話がありました。スムーズに移行して、そして現在利用している方々、家族を含めて不安のないような状況をできるだけ、特に物を移動するというようなことではありません。そこを利用している方々、入所している方々が、3月31日、もう4月1日も含めて利用に供するわけでありまして、そういう点を体して、心配のないような形の中に全力を注いでいただきたいと思ひます。先ほどの点について、何かあればお聞きをしたいと思ひます。

以上です。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 公共的団体か否かというふうなことでのお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、この社会福祉法人というふうなのは税を免除されている団体、いわば公益的団体というふうにご考えているところでございまして、そういうことで公共的団体というふうに判断しているということでございます。

それから、情報公開をもっと徹底すべきでないのかというふうなことではございまして。

（「行政事例であるの」の声あり）

○副市長（新谷加水） この情報公開についても、これは当然できるだけ広げていかなければいけないということでございますけれども、片やプライバシーの保護保全というふうなこともあるわけでございまして、その辺はケース・バイ・ケースで見きわめていかなければいけないものと思ひているところでございます。

以上です。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。20番 佐々木隆徳議員。

○20番（佐々木隆徳） お二人の議員からいろんな質疑がありましたが、私は地元の議員として、地域の声を少し代弁させていただきたいと思ひます。

要は1点のみ、スムーズな引き継ぎができるのか。今移譲が決まった段階で、法的なり規則上なりのことをどうのこうのということ、地域の声はありません、当初はありましたけれども。先ほど目時議員が言いましたように、3月31日で要するに現在の指定管理者がそこで終了して、4月1日から新たな事業者になるわけですから、その引き継ぎがスムーズにできるのかと。複数の方から私のもとに、また直接来まして、そういった声が届いておりますので、その点についてのみ伺いたいと思ひます。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 現在スムーズな引き継ぎを行うためにといえますか、鋭意努力しているところであります。現在、先ほどもお話ししましたけれども、今いる「いこいの里」の職員と移譲先の法人との面談も全て終えているという情報は聞きましたし、きのうから備品のほう、市のほうで立ち入りしまして、備品の点検等を行って、何を引き揚げるのか、何が不足なのかという点検を行っております。

今後スムーズな引き継ぎに向けて鋭意努力してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 先ほどの説明ですと、3月2日から地域説明会を行うということでありましたけれども、不安をあおるようなことが、これまで2月9日、地域住民への説明会、これは「みちのく荘」のほうで行ったそうでもありますけれども、それから2月14日、所長も出たようなことを伺っておりますけれども、利用者への説明会と。そして2月14日、所長も出た中で、余り具体的な内容がなかったと。それ以前に「みちのく荘」の説明会では、当然「みちのく荘」に決まらなかったわけですから、市長を悪者にしたような発言が多々あったと。特に説明を受けた方々から言われたのは、3月31日まではもちろん責任を持って行うけれども、4月以降はどうなるかわからないと。利用者になれば、直接この私が今言った言葉を使ったのかどうかわかりませんが、利用者なり家族からすれば、4月以降はどうなるのか、それが今一番、どこに決まろうが、どんな業者に決まろうが、それはいいのですけれども、決まった経緯なんかは先ほどいろんなことで説明受けましたけれども、それに関して地元が云々という話はありません。要は、3月31日から移行するまでの何日間、例えば現施設を休むのかとか、そういう全

く初歩的な不安が地域に広まっていると。そして、説明会2回の中では具体的なことがなかったと。そして、最近聞こえてきているのは、今脇野沢庁舎所長のほうからもありましたけれども、あれこれの備品、取りつけた備品を持っていくとか、そういう話が、さまざまうわさがうわさを呼ぶような形で利用者等が不安がっていると。そのようなことでありますので、きょう、今この放送を地域の人は結構聞いております。ですから、全く不安を与えないようなことを、もちろん所長だけではなくて、市長にお願いしたいと。これは、これまで業者がかわるということは、恐らく脇野沢でも想定していなかったと思いますけれども、とにかく地域の声とすれば、これからもやっていただくうえでは不安のないようなことを再三私のところに声が届いておりますので、その点につきまして、市長のほうから、ぜひ安心を与えるような言葉でお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 譲渡先が決まってから、その譲渡先の理事長さんにお会いしまして、よろしくお願いいたしますというふうにご挨拶申し上げた折には、引き受けることになったからには利用者及び地域には当然迷惑かけないように、市にも迷惑をかけないようにと、きちんとやらせてもらうというふうなお言葉をいただいておりますので、その点、施設の引き継ぎに当たっても、現管理者のご協力をいただきながら、できるだけスムーズにやりたいと。

自ら用意した備品等々あるわけでございますけれども、その辺はお持ち帰りになるということは、これはやむを得ないわけでございまして、その辺は不足があれば協議してまいりたいというふうに思っているところでございますので、あくまでも利用者、地域にはご迷惑をかけないように引き継ぎをしていきたいというふうに思っておりますの

で、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 同様のことになりませうけれども、私は12月定例会でも述べましたが、入所者、また利用者、そしてまたその家族、そして今働いている職員、従業員、その皆さんにできるだけいいですか、不安を与えないような、そしてまた特に今利用している方々には全く不安を与えないようなスムーズな移行をぜひとも責任を持って、これは市が行うべきだと、移行に関する仲介は市で責任を持って行うべきだと、そういうことをお願いいたしまして、終わります。市長の答弁、一言お願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 引き継ぎにつきましては、遺漏のないような形で、利用者にご不便とかご不安を与えないような体制でやるようにと、これは選定委員会での決定を経て決裁をした段階でその旨は伝えておりますし、現在の指定管理者の事業者、そして新たに4月1日から引き継ぐ事業者、この部分についてはそれぞれご協力をいただきながら、遺漏なく引き継ぎを済ませたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。16番半田義秋議員。

○16番（半田義秋） 3社会福祉法人から移譲申請があって、社会福祉法人桜木会に決まったわけですが、これについてはいろいろ協議した結果、慎重に審議して決定しましたので、それについては私は異論はありません。

ただ、先ほど大瀧議員が言ったとおり、この施設はまだそんなに老朽化していないし、お金も七、八億円ある代物ですけれども、それが議会の議決も承認も要らないということで、きょう、今報告するということになっておりまして、我々は報告を受けたわけでありませう。ただ、この選定委員会

の人たちは、内容はよく知っているでしょう。でも我々議会は、例えばこの選考理由について、地域生産物の使用、それから地域に溶け込んだ施設運営を心がけるのだと。要するに「福祉ゾーン脇野沢」をつくるということになっておりますけれども、果たしてどういう施設運営をこれからするのか、我々は全然わかりませう。ただ、もう決まったところは、いろんなこういうことをやるのですよというのを報告してもいいはずですが、我々に。ただ、こうして溶け込んだ施設運営をしますと我々に言っても、それではどういう運営をするのかさっぱりわかりませう。これを今報告受けて、はい、承認しろと言われても、ちょっと私は、果たしてほかの議員の人たちはどうかわかりませうけれども、私はちょっと承認しかねるというより、報告受けても、ちょっと困るのです。

それでもう一つ、土地を買い取るというのが大きな決め手になったらしいのですけれども、他の2社会福祉法人にも、できるならこの土地を買い取ってくださいという打診をしたのかどうか。これをまず聞きたいです。

それから、10年間譲渡しないというのだけれども、それは文書で交わすのかどうか。ただ口約束で、10年間は私は譲渡しませんというのでは、ちょっと困るのです。それで、例えば社会福祉法人桜木会がこれから移譲先となり、経営するわけですが、例えば理事長、経営者がかわっても、社会福祉法人桜木会の名前がそのままだと、それでいいものか。果たして経営者がかわると、その経営方針も私は大幅に変わると思うので、例えば経営者がかわっても、それでもいいのかどうか、その3点をお聞きします。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 地元産物の利用等々、その経営理念として示されたというふうなことが報告されたけれども、それは具体的にどういうことな

のかということでございますけれども、具体的な地元産物の利用にしても、何％、こうこうこういう地元産物について利用していくというふうな具体的な提案ではないわけでございます。総体的にできるだけ地元産物を利用していきたいということです。それを我々としてもぜひそのように願いたいというふうに思っているところでございます。これは、経営にかかわることですので、その経営の収支がうまくいくというふうな状況の中でできるだけ使っていただくというふうなことを、それは我々としても期待したいところであるというふうなことでございます。

地元密着についても、これは各施設、法人さん、皆工夫してやっています。だから、この法人だけでは決してないわけです。盆踊りをやったりとか施設の公開をやったりとか、さまざま工夫を凝らしています。そういうことで、決してこの法人だけではないということも、これは含まれているということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、土地の購入打診をほかの法人にもしたのかということですが、これは打診はいずれの法人にもしていません。たまたま一法人さんがそういう意欲を示されたということで、ありがたく受けとめているということでございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、すぐ売れるというふうな状況ではないということでございます。

それから、10年間の縛りといいますか、これについては別途契約の中で転売転貸禁止というふうなことではいけないというふうに思っているところでございます。

理事長云々のことについては、これは法人の経営上どうなっていくのかということでございますので、ここまでは縛りはつけられないのかなという気はいたしておりますけれども、この辺につい

ては若干お時間をいただきながら、協議、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） 今副市長の答弁を聞いてある程度わかりましたけれども、この「福祉ゾーン脇野沢」、いいですよ、「福祉ゾーン脇野沢」ですから。例えば、恐らく提示になっていると思います、桜木会から、こういうことをやりますと。でも、決定したからには、我々にも桜木会のその内容だけでもいいですから、やっぱり提示してほしいかった、本当は。こういうことをやりますよというのを、あなた方、選考の理由として見て決めたわけでしょう。だから、議会に出しても、議会にそういうのを提出してほしいかった。これでは、まるっきり議会を本当に軽視しているみたいなものです。6億円、7億円の財産を、こうして決めましたから、我々が決めたから、あなたたち承認しなさい、ただ報告しましたと言われていたみたいで、私は非常に不愉快なの。

それから、最後に理事長が経営者、経営者です、理事長というのは。この経営者がかわるのに、我々は何もそれには申し立てできないと今副市長が言いましたけれども、経営者がかわれば、経営方針も何も皆変わってしまうのです、全部。今まで提案理由で出した書類が、皆もうペアになってしまうおそれがあるのです、そうでしょう、経営者ですもの。経営者がかわれば、今まであなた方が選考した理由がほとんど全部変わってしまうおそれがあるのだけれども、理事者も経営者もかえないと、10年もう、そういう内容も欲しいです、文書で。その点、副市長、どう思いますか。市長、どう思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 法人の代表の件について、私なりの考えをお示しさせていただきたいと思

ます。

先ほど副市長のほうが、これは法人の問題であるという、半田議員も、その部分については了解をしているというふうなことでございますけれども、やはりこれは、当然その新たな事業者との文書のやりとりがあるわけでございます。そこにはやはり信義誠実なところがあるわけでございますので。その部分については、また市長が私で、そして向こうの代表者が何々と、こういうふうな形では、市長がかわれば全部変わるのかというふうな、逆の見方をすれば、そういうふうな捉えられ方もするわけでございます。その部分においては、行政体として、そしてまた法人として、その法人を代表するそれぞれの立場で法人と市が契約をするわけでございますので、それは文書としてしっかりと取り交わすわけでございますので、そこには信義誠実の原則というふうなものがあるわけでございますので、その部分について、しっかりとこの部分はその文書のやりとりの中で、口頭ではなくて、先ほど来お話がございました10年後どうなるのかというふうな部分、そういうふうなところも文書の中で取り交わしをしていくというふうな先ほど来の答弁、そのとおりでございますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） 副市長にお願いしておきますけれども、これはもう我々にこういう方針、桜木会は「いこいの里」をこのように経営しますという文書は我々に配布してもよろしいのではないですか、私はそう思います。別にもう決まったことなのだから。だって、選んだ理由の中に、やっぱりいろいろあったでしょう。それを我々に報告してほしいと、私はそう思います。

それから、経営者のことで今市長が、市長がかわったら、それでは変わるのかと。市長と経営者とは違うのです、市長。そういう乱暴な言い方は

やめてください。やっぱりこれは移譲を受ける経営者がかわれば方針が全部変わるのだから、市長とは違うのです。市長は、やってしまって、もう移譲してしまうのだから、もう関係ないわけです。そういう市長がかわれば、これも皆変更になるのかと、それはちょっと乱暴だと私は思います。文書で交わせないと。法人のことだから市ははまれないということもわかるけれども、本当に10年間こういう方針で経営者も一貫して同じ経営者でやってほしいなど、私はそのように思っております。

あと副市長、資料を。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 申請書の公開はできないこととなっておりますので、申請書をそのままというわけにいきませんが、これはいわゆる移譲者の了解を得ながら何らかの格好で取りまとめたものをお示ししたいものと思っております。

それから、理事長云々のことでございますけれども、永遠に同じ人が理事長であるということはないわけございまして、やはりこれは団体同士の契約ということにどうしてもならざるを得ないというのが、どこの社会でも、どの会社等々でもそうだと思いますので、その辺はご理解をいただきたいものと思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） 今の市長の行政報告、脇野沢の「いこいの里」の件について、今までの議員の質疑と重複する点があるかと思いますが、その点はしんしゃくして、ひとつお願いをいたしたいと思っております。

まず最初に、これは市長にお伺いしたいと思います。私たちは18日の代表者会議で、議長から、市長からの行政報告の中に今のこの脇野沢の「いこいの里」の無償譲渡についての報告を受けたいと、こういう申し出がありました。私はオブザー

バーではありますけれども、それは議長の報告のとおり承りましたし、またそれ以前の文書も、市長からの決定に関する文書も議長から承っております。しかしながら、先日の議会運営委員会の席上においては、これは伊藤部長にも私クレームと言えはなんですけれども、部長に考え方を伺っても、これいたし方ないのですけれども、いわゆる議案の提出に際して私なりの意見と検討を求めたところでもあります。

それは、市長、今の行政報告と、今私たちに配布になって提案される議案第14号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例を廃止する条例、これは今の私たちへの行政報告の後に議案審議の段階で、しかも議案第14号として審議されるわけです。例えば議案第9号のむつ市保育所条例の一部を改正する条例、これは一部改正条例であります。しかし、議案第14号の脇野沢の福祉施設は、条例全部を廃止する条例なのです。となりますると、我々議会は議決権を有しております。条例制定においても、廃止においても、議会の議決を要するわけであり。ところが市長、今この行政報告の中に、この福祉施設を無償譲渡するという報告を受けて、しかも3社会福祉法人が候補者になって、1社会福祉法人がそれを受け入れをし譲渡されるという、名前まで出したうえにおいて、報告の段階でこれを我々に報告して、こういう既成事実をつくって議案第14号の条例を全廃する廃止条例、我々議決権はどう判断すればよろしいのですか。ここは、市長の行政報告と議案に対する考え方を私はまず聞いておきたいと思っております。

それから、第2点目の、これは重複する点がありますけれども、しかし重複する点をさらに掘り下げてみたいと思うのです。例えばこの中に施設用地の取得を提案した相手方が優先したと、こういう理由になっております。しかも、今の説明を聞くと、他の2社会福祉法人には、この土地の取

得に関しては提案をしていない。だけれども、となれば、公平な立場で3社会福祉法人に説明をされたのですか。これは、今の受け入れをする社会福祉法人が土地も買い求めるという意欲があるという理由につけただけにすぎないのではないですか。3社会福祉法人に対して、土地は無償ですと、ただし買い求める意思があるのですかというようなことを共通に説明されるのが公平な選考の立場ではないでしょうか。

私が掘り下げて言いたいことは、選考項目を設けて、4回開かれたこの報告を見ました。今も説明を受けました。これは、副市長を中心とした今言った部長の皆さんで構成されたと思います。後で4番目に脇野沢庁舎所長の担当の件でちょっと申し上げたいと思っておりますけれども。

そもそも私が言いたいのは、共通の選考項目を設けて、この委員会では選定委員から意見聴取したわけでしょう。市長の指示に基づいて副市長が委員長になって選定委員会をつくった。その選定委員が部長さん方でしょう。その部長さん方からの意見を聴取、私はここで共通の形の項目であったら、例えば10点満点で点数をつけさせる、それぞれの委員の判断で。これは、わからないです、10点満点にして、10点の人もいるだろうし、5点の人もいるだろうし、8点の人もいるだろう。それを総合した形で、この3社会福祉法人のこの社会福祉法人が優位だという評価をするのが、これは普通の選考の仕方ではないでしょうか。

今のを2番目として、そしてさらに3番目は、長期間にわたって安定した経営が可能である法人だと判断したということなのでしょう。これは、議長を通して私たちの手元に配布された理由書でしょう。長期間にわたり安定した経営が可能である法人として選定した。となれば、他の2社会福祉法人は長期間にわたる経営が不可能だったということではないのですか。私は、そう解釈します。



としておりながら、ただいまの説明では、10年間は他に譲渡しない。何が長期ですか。10年間も、他の2法人が長期に経営できるような能力のない、悪いけれども、法人であったのですか。私は、この理由書は当たらないと思います。しかも、10年期限をつけたのであれば、何も長期間にわたり選定する条件の一つに数えられる要件では私はないと思うのです。なぜならば、私は決して他の2法人を擁護する気持ちは毛頭ありませんけれども、やっぱり公平公正な立場で物事を判断していくうえにおいては、そういったことが必要ではないのかなと、こう思うからあえて申し上げるのであります。

それから、第4点目として、先ほどの選定委員の中に、地元脇野沢庁舎所長の立場では遠慮させていただいたということであります。私は、これは逆だと思っております。しかも、4月22日付で脇野沢庁舎の市民福祉課長が辞職をされて、いまだかつて空席になっておるではありませんか。この重要な問題を担当する、問題と言えば語弊がありますけれども、この重要な脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」運営に直接にかかわる市民福祉課長が4月の時点で辞職されて、いまだかつて空席になっておる。これは、人件費の問題もあろうかと思っておりますけれども、私はこれはどうも腑に落ちない。しかも、今の選定委員の中に、この担当課長は空席だから、それは了として、私は逆に、今一番苦労されているのは、猪口所長、あなたではないですか。また、この「いこいの里」の運営に対して一番明るいのはあなたではないですか。そのあなたが何でこの選定委員から外れなければいけないのですか。私は逆だと思っております、これは。決して猪口所長を擁護するわけではありませんけれども、これもどうも公平公正な立場ではないと思っております。

それから、最後の5点目に、市長、これ私たち、

市長もそうですけれども、当時議長として合併協議会に出ておりましたし、私も議会からたった1人選出される合併協議会の委員に出させてもらって、この施設の問題についても議論をされた協議会の場がございました。そのときは、いわゆる佐井村さんも入っておりました。もちろん大間町さんも入っておりましたし、脇野沢のこの施設、特に脇野沢村も合併してくれました、くれたというのは語弊がありますけれども。やっぱりこういう施設は、その地域地域で守っていこうと。極端な話、脇野沢の西通り、それから大間町も、これはちょっと語弊がありますけれども、例えば佐井村にも2施設あるのです。これも、ちょっと間違っていたら許していただきたいと思うのですが、2施設はありますけれども、私が聞くところによると、1施設はこの桜木会が県から承認というか、枠をもらった部分があるのではないかと、これ私は断定できません。当時はそういう話もあったのです。このところは、語弊がありますから置いておいて、私が言いたいのは、合併するに当たっては、各地域地域でそういう施設は守っていこうと。守るどころか、合併しても継続していこうと。ですから、この「いこいの里」についても、やっぱり市が責任を持って、今地元の佐々木隆徳議員が言われるように、地元の方々に不安がないような運営を、この議案第14号が議決されるまでは、市が責任を持たなければいけないのです。そうするときに私は、今回指定管理者の状態から民間移譲になった、これは地元の方々がご心配されるのはごもっともです。基本的に言いたいのは、そういう施設を守るためには、当時脇野沢村の山崎村長さんは、恐らくこの2つのデイサービス施設をつくる、福祉施設をつくるには、国なりそれなりの先から補助金なり起債をもらってつくったであります。ですから、私が今議長のお許しをいただいて、議案に触れないような形で整合性がある

から言えるのです。これが無償譲渡することによって補助金、起債はどうなるのですか。現在どれだけの起債が残っておるのですか。しかも、相手先がどこなのですか。普通の無償譲渡となれば、いわゆる負債があるものは譲渡できないのではないですか。譲渡するとすれば、相手方の了解を得て、契約文書はどうなっていますか。我々にはそれが提示されていない。相手方がどこから起債を受けているかも明らかにしてもらいたいと思いますけれども、その起債の先が、今ご答弁をもらいますけれども、1億円近く残っているのではないですか。そうなった場合に、無償譲渡して、起債は、この財政厳しい折の我々が払っていかねばいけません。どう市民に説明できるのですか。

私のお尋ねもポイント外れているかもわかりませんが、市長以下、ひとつ副市長、しんしゃくしてご答弁をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 川下議員、何点かお尋ねをいただきました。

1点目の行政報告と議案の関係というふうなことで、今定例会には川下議員ご指摘のように、議案第14号としてむつ市脇野沢高齢者福祉施設条例を廃止する条例ということで上程をさせていただきました。その前に行政報告をして、これいかなものかというふうなニュアンスで私は捉えたわけでございますけれども、実は昨年12月定例会でこの「いこいの里」につきまして行政報告をいたしました。それは、経緯としては、もう既にご承知だと思います。この部分において指定管理、これを継続していただくために、指定管理者制度、これを適用するために公募いたしました。しかしながら、公募が応募者がなかったということでございます。そこで、では現在の指定管理者のほうと協議をして、それはほかの指定管理物件でもございましたけれども、そういうふうな形でお互い

協議をし合って進めていこうということになりましたけれども、その部分で不調になったというふうなことをたしか12月定例会での行政報告をさせていただいた、こういうふうには記憶しております。その流れの中で指定管理者制度ではなくて、もうこれは指定管理をするに当たっても応募がない。現在の指定管理を受けている方と協議をしても相調わないというふうなことで、これは無償譲渡で公募をすると。公募というふうなのは、やはり現行の指定管理の方と無償で譲渡すると、こういうふうなことになりますと、非常に公平感に欠けるものと、こういうふうな判断で市内の同様の施設を運営している事業者5法人にこちらのほうからこの部分については、施設については無償譲渡をするという、これが一連の経緯だったと、こういうふうに思います。

そこで、12月定例会で行政報告をして、そしてうちのほうで先ほど来お答えをしております市内のその選定委員会を設定して決定をしたというふうな、その決定の経緯を、12月定例会の行政報告を受けて、その決定の様子をお伝えするのが議会に対しての私は務めであるというふうな思いでこのような形で行政報告をさせていただいた次第でございます。その部分においては、議案第14号において、これは廃止ということが決定いたしますと、御議決いただきますと正式に廃止になって、4月1日から次の事業者は民間で経営してもらい、無償譲渡をしていくという形に相なってくるわけですので、この部分の流れでご理解をいただければなと、こういうふうに思います。

それから、最後のほうの起債、補助金、その余につきましては、副市長とか担当からお答えをいたしますけれども、私は「いこいの里」を守るために、不安を与えないために指定管理をはっきり言って調整がつかなかった、不調であったというふうなためにこの段に及んでしまったと。そのた

めには、やはり先ほど来地元の議員さんからもお話がございましたように、万遺漏なく、これは引き継ぎをしてもらう。それは、現在の指定管理を受けている事業者の理解もいただかなければいけない、そしてまた次の事業者も協力をして、お互い協力と理解をし合いながら遺漏なく引き継ぎ。この部分においては、行政としても財産もあるわけですので、この部分においてはしっかりと遺漏のないような引き継ぎに相努めていきたいということでございます。とにかくこの「この里」は守らなければいけないという原点に立っての行動でございますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 市長答弁に補足させていただきたいと思いますが、施設用地の取得について、それぞれの法人にその取得の打診をしたらよかったのではないかとことなのでございますけれども、いわゆる譲渡の条件としまして、各法人にはご負担は余りかけないよというふうな配慮から、用地についても当面は無償貸付というふうな条件を付してやったものでございまして、初めからそういう買ってくださいという、そういうふうな打診をしたということは、どの法人に対してもしていません。3法人、どの法人に対しても、その打診はしていないところでございましたが、たまたま1法人からそういうご提案をいただいたということでございます。

それから、選考方法、各委員から意見を聞いて判断したということ、それには変わりないわけでございますけれども、ちょっとお手元の別紙のところには第2回選定委員会のところには6項目の評価項目というふうなことで、申し上げますと、施設運営方針の提案、それから資金収支計算書、それから利用者にとってどうなのかということ、それから従業員にとってどうなのかということ、そ

れから地域にとってどうなのかということ、もう一つは、市にとってどうなのかというふうな6点、6項目について、非常に説明不足で申しわけなかったなと思うわけでございますけれども、評価項目として6点設けまして、これについてそれぞれ各委員から4段階での評価をもらったということで、それぞれについての評価についても、なぜそういう評価をしたのかというふうな意見もきちんと徴しまして、さらに6項目全体を通しての総合的な意見も徴したというふうなことで決めたということで、これが4回目のときには、その総合評価の意見を持ち寄って審議したというふうなことでございますので、説明不足で大変申しわけございませんでしたですけれども、そのような選定、選考方法をとらせていただいたというふうなことでございます。

それから、長期間にわたって安定した経営ができる法人と判断したというふうなことで、ほかはだめだというふうな意味合いにちょっとお聞きしたのですけれども、いや、決してそうではなくて、それぞれの法人は同様の施設を運営している団体、既に安定して同様の施設を運営している団体というふうなことでございますので、いずれも優劣つけがたいというふうなことは基本として思っておりますので、これはどの法人に決まりましたも、安定して経営していただけるものというふうなことは当然考えていたところでございます。これは、応募した3法人に限らず、ご通知申し上げた5法人については、そういう経営能力を持っているであろうというふうな判断はあったということでございます。

それから、脇野沢庁舎所長を外したのは間違いではないかということでございますけれども、脇野沢庁舎所長は、たまたまちょっとお叱りを受けましたけれども、担当課長を兼務していたものですから、これは現指定管理者と取る協議をする交

渉を重ねていた当事者でございましたので、いろいろ感情等が入ればうまくないなというふうなところもあって、当然ながら会議には出ているわけで、状況としてはオブザーバー的な意見具申等々は述べることができましたので、そういうことで評価委員というふうなことから外したということでございます。

それから、補助金、起債の関係でございますけれども、この施設が同じ目的で経営されるということであれば、補助金の返還はしなくてもいいというふうなことになっておりますが、これが有償譲渡ということになりますと、この補助金の幾ばくかは返還しなければいけないというふうなルールになっているそうでございます。その際、有償譲渡ということになりますと、これは残っている起債も一括返還というふうなことになってくるものと考えております。ご指摘のように、1億強の起債はまだ残っているところでございます。この起債については、市が所有していようがいまいが、これは完済するまで払っていかなければいけないということになりますので、そういう意味では今これ譲渡したからといって、これが大きな負担になるということについては全く変わりないということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 市長、行政報告、確かに私たちは12月定例会で指定管理者の部分では行政報告を受けましたし、その状況がどういう状況であったかということも理解しております。しかし、市長、これは市長の所管事項だと言われればそうなのですけれども、私たちには議決権があるわけです。しからば、この案件について、どこの時点で、我々のチェック機能は今言ったようなことでできますけれども、本当の議決権をどこで発揮す

ればいいのかとなれば、これは市長の所管に圧倒されたと言えませんが、一つの既成事実を行政報告でとられて、しからば議案第14号で条例廃止について我々がそれを、いや、廃止はだめだという議決をしたり、そういう行為をするということは、今ここで第三者、しかも名前まで出た法人がいるのに対して、それを行使するということがいかに川下八十美でもできるものではないのです、それは。ですから、私ならば率直に、市長、議案第14号のところに、条例廃止の提案理由のところに、こういう形で脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」の設置条例は廃止しますという提案理由の中に今のような形を入れて議案を出されれば一番ベターでなかったかなと私は思うのです。私は、変にしんしゃくするわけではありませんけれども、行政報告の中で名前を出されて報告を受けて、質疑をする権利はあります。だけれども、それ以上に、しからば議案第14号で可決する、否決するというような行動まではでき得るものではないのです。であるとすれば、今後もあることでしょう。私は、大局的な立場に立って、やっぱり行政報告には、失礼ですけれども、何でもかんでも報告すればいいということではなしに、今も各議員からもご意見があるように、この報告にも1時間以上も審議しているように、やっぱり行政報告ということも市長にこれからも一考を要していただきたいし、今の条例に関しての整合性もあわせて、私であれば、さっき言ったような方法で、提案理由の中で入れられて条例の廃止の議案を出す、こういう形のほうが我々議会に対しても親切なのではないかなと、こう思いますから、これは要望として受け取ってもいいし、答弁があるのなら求めましょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私も議員の中で川下先輩、非常に敬愛、尊敬をしている、そしてまた先輩議

長でもありました。この部分においては、この行政報告のあり方、この部分は、合併した際に、行政報告というふうな形で、重要な案件については本会議、そして正式な議事録として残るところで、これは堂々議論しようではないかというふうなことで議員各位からのご賛同を得て行政報告という形に相なったと、このように記憶しております。この段で、例えば行政報告をしないで、議案第14号、これでやるというふうなことも一つの考え方かと思えますけれども、しかしながら、12月定例会でその動向を報告し、そして決定をしたというふうなことで、この部分でやはり行政報告を連続性のあるものとしてしっかりと完結していく。そういうふうな流れからすると、私は行政報告を今回のような形とするのも一つの考え方ではないのかなと、こういうふうに思います。この部分においては、この議案第14号の廃止条例というふうなことについて、この議案には、具体的には書いておりませんが、提案理由では、むつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」を移譲することに伴い廃止するためのものであるというふうなことでございますので、廃止、その前段となっているものを行政報告して議員各位にご理解をいただくというふうな、そういうふうなこれまでの合併以来の流れを踏襲した形の中で行政報告をさせていただいたというふうなことでご理解をいただきたいと。川下先輩、大先輩、議長としても先輩でございます。この部分においてのそういうふうな考えも、私は考えることはできないわけでございますけれども、合併議会以来の行政報告の流れを踏襲してこういうふうな形になったということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） それは、最高行政責任者の市長の権限もありますから、それ以上は追及しま

せんが、できましたならば、これからひとつ研究していただきたいと思います。

最後、市長、私も、今はもう決まったのですから、基本は脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」がこれからも順調に運営されることを願うのみなのです。であるとすれば、例えば私は女房を22年間介護しました。そうすると、もう女房が亡くなったからど忘れしましたが、専属のヘルパーというのですか、何というのですか、専門の。私の女房は、村中先生にお世話になったのですが、村中先生のところの、名前出して、ウエシタさんという専属ヘルパーさんが、専門的な名前があるのですけれども。例えばむつ総合病院から大間病院、むつりハビリテーション病院に移る際にも、両方の病院の担当が、その専属のヘルパーさんが中に入って、全部送るほう、受け入れるほうの打ち合わせをするのです。

（「ケアマネジャー」の声あり）

○5番（川下八十美） ありがとう。専属のケアマネジャー。女房亡くなると忘れてしまうのです。それは別として。そういうときに、今の脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」は指定管理者で3分の1が今までの指定管理者の職員でしょう。器材も幾らか入っている。これが3月31日の24時まではそこまで。4月1日の零時過ぎれば新しい形です。ここの引き継ぎは、介護を受ける方々の身を考えて、スムーズにいけるのですか。私は心配しています、逆に。そうすれば、そういう引き継ぎもきちんと一遍に、3分の1の職員が引き揚げて3分の1の新しい職員が「いこいの里」に入るので。引き継ぎ全部継続するのですか、今までの管理者が。その辺はわかりませんが、そういうことを思うと、私は運営することにおいても非常に心配だ。だから、今無償譲渡を受けたほうがどうかこうとかということではなく、基本は「いこいの里」がこれからも入所されている、

いわゆる介護を受ける方々の不安をなくした運営ができるような形を願うから、あえてこのことを申し上げるわけでありますので、ひとつ万難を排してこれからも「いこいの里」の正しい運営のほうに努力していただきたい。努めていただきたい。答弁は要らない。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。12番 齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） もう先輩の議員方からたくさん意見が出ていますので、簡単に何点か聞きたいと思いますが、先ほど副市長から話があった債務です。1億強と言っていましたが、正確には幾らなのでしょう。1億何千万なのでしょう、お答え願いたいと思います。

また、土地については当分の間無償で貸与することでありますが、当分の間とはいつのことを言うのか教えてください。

次は、新しく経営される方が提案した内容になりますが、低所得者へ配慮するというふうな項目があります。具体的にはどういうことなのでしょう。

もう一つ、「福祉ゾーン脇野沢」とはどんなことなのでしょう、お知らせ願います。

○議長（山本留義） 暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 起債の残債と申しますか、ここの施設に該当する残っているものが1億4,103万円が残っているところでございます。土地に関して、いつまで無償貸与というその期間ですが、10年は、施設と同じように10年という当初の契約を結びたいと

考えております。

低所得者への配慮というお尋ねですが、個人で所得が少ないもので、介護だけではなくて、実費負担の中で払えない部分があるわけなのです。その部分に関して、要するに施設側として免除すると、施設側が代行するというようなことかと思えます。

「福祉ゾーン脇野沢」ということですが、地域に密着した児童から高齢者までの福祉の対応を考えていくというのですか、対応していくというような提案をしております。そこに根差すというようなことを考えての「福祉ゾーン脇野沢」ということを提案されております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） まず最初に「福祉ゾーン脇野沢」については、説明がよくわかりませんでした。審査の段階で、当然「福祉ゾーン脇野沢」については聞き取りしているはずですので、もう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

次の低所得者への配慮についてですが、払えない方がいたら免除するという話でありましたが、そんなのできるのですか。それこの民間の団体が特別に自分たちの考え方で払えないお金は払わなくてもいいということをしていいのですか。それを教えてください。それ2点お願いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 今回の選定に当たっての優位性ということで話がありました低所得者への配慮という部分ですけれども、これは制度的に利用者のほうも介護施設入所の場合、利用者負担額を払わなければいけないわけですが、低所得者に関して、それをある程度一定額まで免除するという制度がございます。それは、国とかの補助でその部分を補填するというようなことになっている制度でして、現行の青森社会福祉財団のほ

うでは、そういうふうな制度を活用されておられませんでした。事業主の持ち出しという部分も出てくるので、その法人法人でやっているところとやっていないところがあるという現状にあります。それで、今回ご提案のあった桜木会のほうでは、その制度を利用したいというふうなお話とか提案がございましたので、その部分をこういうふうな形で記載したものでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 「福祉ゾーン脇野沢」とは、どういうものかということのお尋ねでございました。ですけども、私どもも書面審査の段階ではございますけれども、当法人といたしましては、障害者施設、それから高齢者施設というふうなことを経営している法人でございまして、さらに今後児童施設というふうなところも経営していくというふうなことがございまして、それぞれの障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉という福祉全般の分野にわたってこれを具現化していく地域にしていきたいものだという理念のようでございます。

以上です。

○議長（山本留義） ここで、午前11時55分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 4 2 分 休憩

午前 1 1 時 5 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

むつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」の移譲先の決定について、ほかに質疑ありませんか。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 1点だけお願いをいたします。

この件に関して、むつ市としてこれから何か支出があるのかどうか、負担とかそういうのかあるのかどうか、これをちょっと確認させていただき

ます。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 基本的にはないわけですが、いますけれども、ただ、今事務引き継ぎを行っているところでございますけれども、中にはやはり備品等が新たに購入されている備品等々があるようでございますし、また更新されている備品もあるようでございます。そういうふうなことで、それらの備品がなくなるというふうなことになりますれば、この辺のところは今度移譲する法人さんと協議をしていかなければいけないというふうに思っているところでございまして、そう大きな金額にはならないかとは思っておりますけれども、ある程度はこまめな備品のようなようでございますけれども、その辺のところの支出はあるやもしれないというふうなところは思っております。

そのほかのいわゆる現況譲渡、無償譲渡、現況無償譲渡ということでございまして、その間建物等々についての修理費等については、これはもう譲渡先でやってもらうというふうにしていただいておりますので、市のほうの負担はございません。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） そうしますと、今譲渡する、今一時的にちょっとした支出はありますが、それ以降は一切、もうほとんど市の負担はないということで理解をいたしますが、今までの議論の経過を振り返ると、今現在指定管理されている方との話し合いが調わなかったのは大規模改修をしてほしいと。ところが、それはちょっと受け入れられないよというふうな流れの中で今の指定管理者は継続することができないと、こういう流れがあったのですが、やはり現在経営をされている法人が、やっぱり何か不備があって改修したいというふうな判断に立ったと思うのです。それを別に市として

は何も改修しなくても、もう譲渡先の法人で全て賄えるというふうな判断をしたということですが、その判断、現在経営している方との、法人との、その判断の違いというのをもうちょっと詳しく教えてもらいたいです。例えば今スプリンクラーが設置されていないで大惨事になっているという小さな福祉法人も結構あるのですが、そういう設備は整っているのかどうか。それこそ今譲渡を受けた法人が、今の設備で、建物の環境で、それこそ大規模改修しなくても、10年ぐらいはもう大丈夫だというふうな施設なのかどうか、ここもちょっとしっかり答弁もらいたいなというふうに思います。もしそういうことになった場合に、また話し合いでむつ市が負担してくれというふうなことになって、これは仕方ないなというふうな、こんな形でずるずるいくような流れはちょっとよろしくないなと。それであれば、今の現法人としてしっかり話はつけて改修してやればいいのかという感じもしないでもないですけども、そのところ、現在の設備でも10年はもつようなものなのかどうかというのちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） この現況での無償譲渡ということの判断につきましては、現況で現在も当然運営されているわけで、この先も当面、10年という区切りはどうか、そこまでの確約はできませんが、当面の間は現況のまま運営できるというふうな判断でございまして、これは譲渡前に、1月15日に設計した方、それから当方の建設部が立入調査をいたしまして、直さなければいけないところはあるにはあるわけですけども、当面支障がないというふうな状況でございまして、手をつけなければいけないなというふうなのは風呂場の換気ですか、その辺のところができれば早目にやったほうがいいというところはございましたけ

れども、特に風呂に入るのに支障があるということではないというふうなことでございまして、いろいろ現指定管理者からは、さまざまな施設修繕について、あるいは改築について要望等が出されているところでもございますけれども、それは老朽化に伴うものだけではなくて、機能を変えたいというふうなところもあるわけで、その辺の部分は市と相入れないというふうなところがありまして、我々としてはやはり現況のといいますか、現在の施設を維持管理していくということでの修繕というふうに判断しているところでございますので、その辺は大分現指定管理者とは観点が違うなというふうなところがございまして。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今の答弁ですと、今の指定管理者は機能をいろいろ、バージョンアップというふうな意味で私はちょっと捉えたのですが、そういうので経営をもっとよくしたいという思いでそういう発想に立っているのかなというふうなイメージで答弁聞いたのですが、やはり介護保険制度も変わってきて、そういう場面が出てくるかなというふうなことを考えると、当然これから打って出る経営をするには、今の設備ではそれなりにちょっと古くなっているのかなというふうに考えますが、でも今譲渡を受ける法人は、一切市には負担をかけないという形でこれから対応するというのを、再度そのところを確認したということのはっきりした答弁をいただきたいと思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） これは、もう譲渡ですから、譲渡した後まで市が面倒を見るということは、これはないわけでもございまして、譲渡先で当然すべからく自分たちが修理修繕したいところは自分たちの手でやっていただくというふうなことでございます。その辺のところは、当然お酌み取りいた



だいているというふうに思っておりますし、今後契約を結ぶ段階においても、改めて確認していくということにしたいと思っております。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。11番菊池広志議員。

○11番（菊池広志） 脇野沢の不法投棄について若干お聞きしたいと思います。

本年度、全部で143トン、そしてまた全体として2万513トンというようなごみの搬出がされたら、またこれは運搬も含めてなのですけれども、本年度、金額がちよっと前の資料にきつと書いてあると思うのですけれども、本年度は、ではどれくらいの経費、また契約上の金額がなされたのかということをお聞きしたいと思います。

また、来年度につきましても、搬出、それから運搬も含めて大体2億350万円程度の契約上の金額があるわけでございます。私どもが脇野沢の非常に心配している部分というのは、ダイオキシンを含む土壌に関して、またその他もろもろの廃棄物に関して、玉手箱のように、いつ、どのようなところから何が出てくるかというのはなかなか予想できないと。水質検査等をしていても、ダイオキシンの部分はおおよそわかるのだけれども、今現在は検出されていないというような状況にあるわけでございます。私は、ダイオキシンが出てこないということが、一番私としても望まれるわけでございますけれども、大変定着性の高い物質でございます。そのようなことを考えると、撤去している間に、いつかは出てくるのであろう、そしてまた何が入っているかわからないというような状況の中で、今撤去作業が行われているわけでございます。

今年度は、2億350万円というふうな金額をまた提示されるようでありまして、昨年は、では幾らぐらいかかったのかなと、その1年間撤去された部分、このトン数に対して幾らぐらいかかったのかなということをまずお聞きしたいなというように思います。

それから、先ほど話ししましたとおり、今年度、そして来年度、そして3カ年で全ての廃棄物を撤去するというような計画であると思うわけですが、先ほど話ししたとおり、このダイオキシンというのはあるであろうというようなことは、もう予想されておるわけでございます。そのような場合に、もしダイオキシンが出た場合にはどのような作業というようなことになろうかと思うのですけれども、詳しいことは結構でございますが、その対応方としてどのようなことをお考えになっているのか。ダイオキシンが出た場合には、どのような対応をするというようなこともあるのであれば、ぜひその点についても教えていただきたいなというように思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） まず、費用の部分でございます。平成25年度分につきましては、これは継続費として設定しておりますので、撤去事業費としては7,440万3,000円を支出しております。そしてまた、運搬事業費につきましては、今年度の場合は当初計画よりも若干ボリュームが膨らみましたが、4,046万円というふうになっております。

また、平成26年度につきましては、議案第22号におきまして、新年度予算として上程いたしますが、撤去事業費としては1億3,594万2,000円……

○議長（山本留義） 部長、新年度予算に関する金額は、これから審議するわけですから、発言しないでください。

○民生部長（松尾秀一） はい。

それから、ダイオキシン対策についてのお尋ねにお答えいたします。ダイオキシン類が基準を超えて検出された場合にはどうするのかというふうなお尋ねかと思えますけれども、撤去した廃棄物中に判定基準を超えるダイオキシン類等が検出された場合には、それらはダイオキシン類により有害な、いわゆる特別管理、一般または産業廃棄物となるため特別管理廃棄物の処理が可能な処理施設において処分を行うこととなります。

また、廃棄物の撤去後の地表、地盤におきまして、ダイオキシン類等が環境基準を超えて検出された場合には、土壤汚染対策法に基づきまして、汚染範囲を特定いたしまして、汚染土壤の撤去を行っていくこととなります。

いずれにいたしましても、随時その場面場面におきまして、青森県等、関係機関等のご指導等を仰ぎながら対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（菊池広志） ありがとうございます。

今年度は7,440万円、そしてまた運搬費として四千飛びというようなことで1億1,500万円というくらいの金額が出ているわけでございますけれども、ただこのことについては、私は金額的には、今この場で聞いたものですから、金額としてはよくわからないのです。ところが、出てきた部分の中でコンクリート、そして鉄分等が含まれた廃棄物が大体2万370トンであれば、その中で含まれているものが143トン、鉄くず、コンクリート殻、鉄くずなどが143トンであれば、全体のものから、2万513トンからいくと、大体比率として1%いくかないかというようなことなのです。あとのものは、ほとんどが土壤であって、あとのものはほとんど燃えるごみ、そしてあと燃えないごみ

などということになっていけば、この運搬費の中で、この土壤に関しては全部戻すわけですよね。掘り返して、何もないから、その土は戻す、そして一般廃棄物に関しては、また戻す、そして一般廃棄物を処分場に持っていく。鉄分、またコンクリート等については1%のものの産業廃棄物の最終処分場に持っていくということであれば、これから持っていくと、この金額というのは非常に大きい金額である、このように考えます。

また、これは来年度も予算をつけてやるわけでございますけれども、来年度もそのような状態が出てくるのではないかなという予想はあるわけですが、出たことないこともあるというようなことも言えるわけでございます。そのような場合に、契約上の問題として、例えば2億円という、例えばの金額で話しすると、2億円という金額を出して撤去したと。ただ、実際は1億円いくかないかぐらいだった、半分ぐらいだったとなった場合に、出てくるか出てこないかを予想して金額を決めるものですから、例えば2億円という金額を設定したとして、もし出てこなかった場合に、これ契約上としてはどうなのでしょう。出てこないけれども、一応契約は2億円だからというようなことになるのであろうか、それとも市と業者側と話しして、こういう場合にはこのような金額でおさまりましたよというようなことで、そのような話はされているのか、されていないのかも聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

撤去事業費につきましては、継続費を組んでおりますので、支払いのほうは当然議決案件として契約もしておりますので、変わらないものと思われれます。ただ、工事約款等におきまして物価変動とか工事材料の価格変動、あるいは急激なインフレとかデフレとかというふうな不可抗力の部分、

そういうものが著しい場面ができました場合は変更契約というのは可能になっておりますので、その部分につきましては、そういう場面になった時点で協議するというふうな方向にはなろうかと思えますけれども、原則としては今の金額として変わらないというふうなことになります。

ただ、運搬の事業費につきましては、ある意味で出来高払いに近い状況にありますので、その部分につきましては、当然ごみのボリュームを見まして、若干経費が膨らむということも予想はされますので、その部分につきましても、本年度、やはり第1期工事の経験を踏まえまして、ごみの処理等も効率よい工法等も業者等と協議しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（菊池広志） 最初からこのような状態になるかというようなことは思っていたわけでございますけれども、やはり最初は出てきたら、そのときに対応しなければならないというふうなことの工事内容に行くべきなのか、それとも今部長話されたみたいに、契約として2億幾らという運搬費を含めた金額になったと。なった場合には、これはしょうがないでは済まないのではないですかというようなことも私も以前部長に聞かせていただいたわけでございます。また、前の部長にも話したところ、そのような話もありました。ただ、これは進めなければ、いずれにしても撤去しなければならないという条件の中で私やっていくというようなことであります。それも私も理解できるのでありますが、さて、今度は逆に、今までは出てこなかった。だけれども、さあ、今度は最後の仕事をしているときに、物すごいダイオキシンが出てきたと。そうなったときに、1年、2年前までは出てこなかった分のものを、やはりそこを勘

案して、ある程度業者のほうでも、いや、以前は余りそんなに経費かからなかったけれども、かなりの部分で大目に見てもらったから、その部分はダイオキシンが出てきた分は運搬料も大変高いものになりますし、特管という特別な産廃の技法を使うわけでございますから、その部分では、では全体としてこのくらいのものであって考えましようというようなことも話はされているのか、またそういう話というのは、行政側としてはできるものか、できるものでないか、その部分もお聞きしたいのですけれども。

いずれにしても、やらなければならないものはやらなければならないとしても、例えば産廃が1%出て、土壌が90%還元されて、一般廃棄物が10%近くが自分たちの処分場に捨てていて、約1億5,000万円もかかるのかなというのと、大変すごい話であって、今年度もそのままいくと、やはり大きな利益といいますか、案外運搬する量の割には金額が非常にいい契約になっているわけでございますので、その部分で考えると、今まではよかったですけれども、次に来たらどうするのだというようなことを言われると、私も実際そうだなと思うわけでございますけれども、その部分では、先ほど話したみたいに、ある程度全体として幾らくらいのものというようなことでの話し合いはされたのかされていなかったのか、その部分だけお聞かせいただければなというように思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） ダイオキシン類も含めました環境基準につきましては、当然ながら、適時測定等をしておりますので、その結果が大前提となるかと思えます。その辺の結果を踏まえまして、当然実際の業者さん、水処理もしておりますので、その部分は協議をするということにしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
以上で行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 市長施政方針

○議長（山本留義） 次は、日程第4 市長施政方針を行います。

市長から施政方針の説明を求めます。市長。  
（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） むつ市議会第219回定例会の開会に当たり、平成26年度の市政運営に臨む所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

初めに

安倍政権のアベノミクス戦略が我が国の経済を活性化させている中、4月からの消費税率の引き上げが景気にどのような影響を及ぼすのか大変気がかりなところではありますが、6月にも取りまとめられることとなっている成長戦略が経済の好循環を確実なものにし、その効果がこの地域にもよどみなく波及してくることを強く期待するところでもあります。

さて、東日本大震災から間もなく3年を迎えようとしておりますが、いまだに以前の生活に戻れない方々も多く、早期の復興を期待しているところでもあります。

昨年も日本各地ではさまざまな災害が発生し、伊豆大島では大規模な地すべりにより40名近くの方が犠牲になるなど、多くのとうとい生命と財産が失われました。干ばつや竜巻なども含め、異常気象は世界の至るところで発生しており、多くの専門家が地球温暖化が引き金となっていると警鐘

を鳴らしているところでありますが、幸いにして昨年は私たちの周りでは大きな災害はなかったものの、“災害は必ずやってくる”との意識のもと、消防団車両や救助工作車など消防車両の更新や大湊消防署建設用地の取得など、防災力の強化に継続して取り組んでまいります。

昨年11月末、耐震強度を確保できないことが判明し、使用中に追い込まれたむつ市民体育館ではありますが、市民の皆様初め各種競技団体の関係者には大変なご不便をおかけしております。

私としても体育館の建て替えについては早急に対処すべき問題と認識しており、建設用地の確保、財源の確保などの課題について、鋭意取り組んでいるところでありますが、今後とも新体育館の実現について、議員初め市内各界各層からの幅広いご意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

なお、この耐震化の問題は体育館に限ったものではなく、建設後、数十年という長い年月が経過している多くの公共施設にも当てはまるものがあります。耐震診断には多額の経費を要しますが、利用者の安全・安心の確保のためには計画的に行っていく必要があります。市の財政状況等も考慮しながら、庁内関係部署の合議体により、計画の策定に向けた取り組みを進めてまいります。

日本のエネルギー政策の基本方針を定めるエネルギー基本計画が近々まとめられようとしておりますが、再生可能エネルギーの利用・普及を拡充しつつも、原子力エネルギーは重要なベース電源であると位置づける原案においては、核燃料サイクルの継続も当然含まれるものであり、原子力規制委員会が示した新規制基準に基づく使用済燃料中間貯蔵施設に係る審査が厳格かつ迅速に進み、事業者が想定している平成27年3月の操業開始が現実のものとなるよう期待するところであります。

原子力のみならず、太陽光や風力、地熱といった再生可能エネルギーなども含めたエネルギーのベストミックスが必要との考えはこれまでと変わらないものであり、市では太陽光発電装置などの設置を継続して行っているほか、新年度においては、国立大学法人弘前大学との連携のもと、燧岳周辺における地熱発電事業の可能性について具体的な調査研究を進めていくこととしております。

これに先立ち、来月下旬には弘前大学の関係者にもおいいただき、連携協定に関する締結式を行うこととしており、地熱資源の有効活用がこの地域における新たな事業展開に結びついてくれることを期待するところであります。

本年は会津若松市との姉妹都市盟約締結30周年を迎えます。隔年で相互訪問を行っている会津若松市との交流であります。この節目の年においては、会津若松市からの訪問団を受け入れ、記念式典を初め、記念植樹や講演会、小中学生のスポーツ交流などを行うこととしており、これからの両市のきずなをさらに強くしてまいりたいと考えております。

ことしに入り、日本の若い女性研究ユニットリーダーによって、多様性を持った細胞（STAP細胞）を作製する方法が初めて確立されたという、世界の研究者に大きな驚きを与える報道がありました。

昨年8月の「むつ市中学生夢はぐくむ体験入学事業」も先端生命医科学研究の教育施設で行われておりますが、体験入学事業に参加された生徒たちにも大きなインパクトがあったのではないのでしょうか。

限りない可能性を秘めたむつ市の小中学生など若い力が将来、学術・スポーツを初めさまざまな分野で光り輝くことを心から期待するところであります。

それでは、平成26年度の市政運営に係る基本的

な方針について述べてまいります。

#### 予算編成

まず、新年度の予算編成についてご説明申し上げます。

国においては、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げにより、社会保障の充実・安定化のための財源を確保する一方で、平成25年度補正予算と一体で編成した100兆円規模の大型予算の早期成立、執行により、景気の減速を回避し、経済再生と財政健全化の実現を目指すこととしております。

また、地方財政への対応としては、地方財政計画において、社会保障の充実等に係る経費を加えたことにより、前年度比1.8%増の83.4兆円の財政規模となり、地方税及び地方交付税等の一般財源総額は、前年度比1.0%増の60.4兆円となったところでありますが、景気回復により地方税の増加が見込まれることから、地方交付税は前年度比1%の減、地方交付税を補填するための臨時財政対策債は前年度比9.9%減とする方向が示されたところであります。

当市の財政状況についてであります。平成24年度決算においては、実質収支で約4.2億円の黒字決算となり、単年度収支でも約3.1億円の黒字を計上し、平成22年度以来3年連続で黒字を確保することができました。

平成25年度の決算見通しにつきましては、市税及び普通交付税は予算計上額を確保できる見込みとなっております。除排雪経費の動向を注視しつつ、引き続き歳入の確保と経費節減に努め、黒字決算の維持を図ってまいりたいと考えております。

平成26年度においては、全ての事務事業について、既成概念にとらわれることなく、選択と集中の視点に立って、緊急性や必要性の精査等ゼロベースでの予算編成を旨といたしました。

歳入では、地方自治体固有の財源である地方交付税や臨時財政対策債の動向に留意するとともに、市税を中心とした自主財源のさらなる確保に努めることとしたほか、電源立地地域対策交付金の有効的活用などにより財源の確保を図っております。

歳出では、電気料金の値上げや燃料費の高騰、今春から実施される消費税率の引き上げによる各種経費への影響を精査しつつ、住民の安全安心を第一義に、防災対策、医療や福祉の充実、インフラの整備、さらには、産業や観光などの地域間競争に勝ち抜くための今後を見据えた事業にも積極果敢に取り組み、かつ、地域遺産の保存・活用を通しての「誇り」の醸成、未来を担う人材を育む教育基盤の整備など「希望のまち・むつ市」の実現に向けて、めり張りのある予算編成としたところであります。

この結果、平成26年度むつ市一般会計予算の総額は、今年度に比べ900万円増の327億7,300万円となったものであります。

#### 主要施策

それでは、新年度における主要施策についてご説明申し上げます。

##### 1. ネクスト50へのさらなる基盤づくり

##### 産業の振興及び基盤の整備

初めに、産業の振興及び基盤の整備に関する施策であります。

##### ○「道の駅」の整備事業

「道の駅」整備事業については、平成25年度の主要施策の一つとして掲げたものであります。国道279号バイパス、国道338号バイパス及び建設が進められている下北半島縦貫道路むつ南バイパス起点が合流する槌川目地区に建設することとしたところであります。

新年度は、道の駅認定に向けた事前協議や整備分担について青森県と協議を進めるとともに、都

市計画用途地域の変更手続き、予定地の用地測量などを進めてまいります。

##### ○「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業

次に、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業であります。これは、私が市長就任当初から掲げている重点分野の一つとして、これまで地産地消運動を柱に、市内協力店の支援を仰ぎながら、地元産品の積極的な消費拡大を図り、第1次産業の振興と地域経済の活性化に取り組んできたものであります。

「地産地消」を基本としながら、さらには「地産他消」へも力を注ぎ、県内他市でのフェアの開催のほか、亀戸事業をきっかけに交流を深めております東京都江東区の「江東区民まつり」に参加するなど、首都圏においても積極的に当地域のすぐれた食材と魅力ある観光資源について情報発信をしてまいりました。

新年度は、これまでの亀戸事業を継続しつつ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの競技会場の多くが集約されるという江東区との連携も強化しながら、積極的なPRや販路開拓に努め、生産者の所得向上と産業の振興、雇用の確保・創出につなげてまいります。

##### ○農林水産基盤整備事業及び農林水産業の振興対策事業

次に、農林水産基盤整備事業についてですが、新年度は、大畑町魚市場施設整備に向けた実施設計に取り組むほか、浜奥内漁港及び関根漁港、並びに県管理漁港の大畑漁港、脇野沢漁港及び正津川漁港についても県と連携し整備を進めることとしております。

農林水産業の振興対策事業では、担い手農業者の育成支援及び肉用繁殖牛の増頭を図るための市有牛貸付事業の推進や林業団体が進める民有林整備事業への支援に努めるほか、水産資源増大に資

するためのナマコ増殖場造成事業や、アワビやマダラ、サクラマスなどの種苗放流事業などについても関係団体と連携し進めてまいります。

#### ○観光地域づくりプラットフォーム

横浜町を含む6市町村と民間6団体で構成する「下北観光協議会」では、近年の観光客の旅行形態に対応した、観光に関するワンストップ的窓口機能を持つ「観光地域づくりプラットフォーム」を新年度において設立することとしておりますことから、きめ細かな観光案内の提供等により、下北地域の観光振興により一層寄与できるものと期待しております。

#### ○ジオパーク

また、「下北半島ジオパーク構想推進協議会」では、これまで講演会やガイド員養成講座など、日本ジオパークネットワークへの加盟に向けた事業を行ってまいりましたが、新年度において、いよいよ加盟申請を行うことといたしました。

認定されるまでには現地調査や審査などを乗り越えていく必要があり、簡単に加盟が認められるものではありませんが、下北地域が一致団結した取り組みで認定証を得て、地域振興の新しい切り口の一つにしていきたいと思いますと考えております。

安全で安心な生活環境の整備・住みよいまちづくりの推進

次に、安全で安心な生活環境の整備及び住みよいまちづくりの推進に関する施策であります。

#### ○再生可能エネルギー導入事業

まず、再生可能エネルギー導入事業についてであります。これは、防災拠点となる主な施設に太陽光や風力を利用した防災目的の設備を整備する事業であり、これまで本庁舎屋上に太陽光パネルを設置し、非常用電源を確保したほか、市内の主要な避難所に太陽光と風力により発電・蓄電する街路灯を設置してまいりました。

新年度においても川内庁舎に太陽光発電による

非常用電源を整備するとともに、避難所の街路灯につきましても継続して整備してまいります。

#### ○脇野沢不法投棄現場廃棄物対策事業

脇野沢不法投棄現場廃棄物対策事業についてであります。これは、平成25年度から3カ年計画で廃棄物を撤去し、環境の回復を図るものであり、周辺環境へ影響が生じないように汚染拡散防止対策を講ずるとともに、現場周辺の環境モニタリングも継続して実施いたします。

#### ○橋梁長寿命化修繕事業

橋梁長寿命化修繕事業については、平成24年度に策定した「むつ市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の整備を進めてまいります。

新年度は、大瀬橋の修繕に着手するとともに、荒川橋のかけかえに向けた測量・設計を行うこととし、今後においても計画的な施設修繕等に取り組んでまいります。

#### ○防災対策

防災対策については、平時からの防災力向上を図るため、町内会等を単位とする自主防災組織の設立支援及び育成に引き続き取り組むとともに、減少傾向にある消防団員について、消防機関との連携のもと、加入促進に向けた対策を検討してまいります。

また、来年3月に操業開始が予定されているリサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定の締結に向けた検討を進めるほか、継続的に修正が行われている国及び県の防災計画に対応して、むつ市地域防災計画の修正を行うとともに、東通原発のシビアアクシデントを想定した避難計画を早期に策定することとしております。

#### ○国民健康保険事業

次に、国民健康保険事業についてであります。国民健康保険は、国民皆保険制度の「最後のとりで」として重要な役割を担っております。

高齢化の進展や医療の高度化に伴う保険給付費

の増大、さらには担税力の弱い高齢者や低所得者の割合が高いという構造的な問題を抱え、極めて厳しい財政運営を強いられております。

このような中、中長期的な視野に立って財政の健全化を図るために、本年1月、「むつ市国民健康保険財政健全化指針」を策定いたしました。今後は、この指針に基づき、累積赤字については財政状況を勘案しながら一般会計からの繰り入れにより解消を図ってまいります。

また、特定健診を初めとした各種保健事業の実施やジェネリック医薬品の使用促進などにより医療給付費の適正化を推進するとともに、国保税の収納率の向上を図りながら国民健康保険財政の健全化に努めてまいります。

#### ○各種保健・検診・医療費給付事業

次に、市民の健康増進に向けた取り組みについてであります。

現在、市では、「健康増進計画・第2次健康むつ21」を策定中ですが、「市民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりと健康寿命の延伸」を全体目標に掲げ、肥満予防やたばこ・アルコール対策、また、ライフステージに応じた生活習慣の改善と運動習慣の定着を図りながら、生涯を通じた健康づくりの推進や、こころの健康づくりにも取り組んでまいります。

また、特定健診やがん検診の受診率向上を図るとともに、乳幼児のB型肝炎・ロタウイルス・おたふくかぜに対する予防接種費用の一部助成を実施いたします。

#### ○障がい者福祉・高齢者福祉対策

障がい者福祉、高齢者福祉対策については、ノーマライゼーションの理念の下、障がいがある人々の社会参加が進み、企業や地域などさまざまな場所での活躍がふえてきている今日、障がい者が地域の中で自分らしい暮らしができるまちづくりを目指すために総合的な相談支援体制を強化し、

自助・共助・公助を組み合わせた障がい者の施策のさらなる充実を図ってまいります。

また、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターの機能を充実させ、より一層の地域包括ケアシステムの構築と推進に努めるとともに、昨年の災害対策基本法の改正を受け、高齢者や障がいがある方等、災害時の避難行動に援護を要する方々について、実効性のある避難支援が実施できるよう体制を整備してまいります。

#### ○子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業についてであります。就学前児童を持つ保護者からの声が多くあった屋内の遊び場、仮称「キッズパーク」は、旧市役所東庁舎を活用し、金谷公園等との複合的な利用もあわせながら、新年度は、実施設計に引き続き、本体工事に着手し、年度内のオープンを目指してまいります。

小学校低学年までの児童を対象として、親子の交流等の促進と子供の健やかな成長を支援する施設として活用していただきたいと考えております。

昨年設置した「子ども・子育て会議」では、地域のニーズ調査を実施し、「子ども・子育て支援事業計画」を作成するとともに、民間の持つ柔軟性や効率性を生かした保育サービスが可能となるよう、民間保育園への施設整備支援を継続し、公立保育所の再編を進めてまいります。

#### ○市営住宅建設事業

市営住宅建設事業は、「むつ市公営住宅等長寿命化計画」に基づき実施するもので、緑町団地はこれまでに12棟90戸を建設してまいりましたが、新年度は、周辺外構整備を実施するとともに、川内・木団地については、1棟5戸の建設を予定しております。

また、当該計画の見直しに基づき、まちなか居



住に対応した市営住宅の整備に係る土地の確保を行うこととしております。

#### ○北の防人大湊地区整備事業

次に、北の防人大湊地区整備事業についてですが、これは平成23年度から整備を進めているもので、今年度は、みどりのさきもり館がオープンし、観光交流センターの建設工事等に着手しております。

新年度においては、観光交流センターの建設工事を完了させるほか、展望台の建設等に着手いたします。

#### ○横迎町中央2号線整備事業

横迎町中央2号線整備事業については、平成23年度から事業に着手し、今年度、都市計画事業の認可を受け、地質調査等を実施したところであり、新年度は、用地測量と用地取得を行ってまいります。

#### 教育・文化等の振興

次に、教育・文化等の振興に関する施策についてであります。

#### ○小中一貫教育推進

まず、小中一貫教育推進についてですが、小中一貫教育のねらいである学力向上と中1ギャップの解消を目指し、新年度においても引き続き、中学校9ブロックの全てに小中一貫教育学習支援員を配置し、一貫教育のより効果的な推進に努めてまいります。

#### ○学校整備事業

学校整備事業では、喫緊の課題でありました老朽化が著しい脇野沢小学校校舎について、脇野沢中学校に併設した小学校校舎を増築すべく、新年度において実施設計を行い早期建設に向けて取り組んでまいります。

また、関根中学校については、これまでに建設用地に係る調査業務、基本設計を実施しており、新年度においては、事業を進めるうえで必要とな

る中学校校舎の構造耐力度調査を実施することとしております。

#### ○小中学校非構造部耐震化調査改修事業

次に、小中学校非構造部耐震化調査改修事業ですが、学校施設は、子供たちの教育活動の場であると同時に災害時には地域住民の避難所として使用されます。

東北地方太平洋沖地震では、天井材や照明器具、窓ガラスなどの「非構造部材」の落下により被害が生じたという経験を教訓とし、新年度では、非構造部耐震化に向けた調査及び改修工事設計を実施いたします。

#### ○重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業

国の重要文化財である「旧大湊水源地水道施設」については、沈澄池堰堤の漏水など早期の補修が必要となっておりますことから、市民等への安全な公開と活用を図るため、本格的な修理に向けての調査を新年度から2カ年にわたり実施いたします。

この調査は、修理方法、工法、数量などを確定し、後年度の修理へつなげるものでありますが、重要文化財の価値を将来にわたり受け継いでいくという責務を果たすためのものであります。

#### 2、市民協働・参画の社会づくり

次に、市民協働・参画の社会づくりについてですが、昨年9月、「市民協働まちづくり会議」の市民委員と市職員が協働で策定した「市民協働指針」を皆様のお手元にお届けしたところがあります。

それには、「みんなが生きがいを感じる希望のまち」を理想として、「つながるまち」を基礎に置き、そこから「生み出すまち」、「はぐくむまち」、「やすらぐまち」を実現していこうという方向性を指し示しております。

この「つながるまち」という、人と人、地域と人、あるいは団体と団体のつながり、すなわちネ

ットワークや信頼関係というものは、数字等で推しはかることは難しいものではありませんが、これは紛れもなく、さらに進展する少子高齢化社会などに備えるための資産とも言うべきものと考えております。

新年度では、この「つながるまち」をどのように実現していくかに向けて取り組みを進めてまいります。第2次の「市民協働まちづくり会議」では、話し合い主体というこれまでの枠を超え、人がつながる仕組みづくりについて、外部アドバイザーの指導のもと、あらゆる可能性を探ってまいります。

去る1月の土曜日の夜、雪の降りしきる金谷公園で市民が集い、思い思いの光を手を持ってアゲハチョウのミニ夜景をつくるという催しがありました。そこに集まった一人ひとりが主役となってこのイベントを成功させたものであり、このように一つ一つの輝きが融合することによりさまざまなものが形作られていくものであらうと考えております。

市民協働・参画の社会づくりにおいても、この小さな輝きを大切に、行政がそれに寄り添いながら、地域における課題解決に向けてともに取り組んでまいりたいと考えております。

### 3、持続可能な財政運営

次に、持続可能な財政運営についてであります。

少子高齢化や人口減少に伴う自主財源の逓減、社会保障関係経費の増加など財源不足に直結する課題が着実に進行しているうえに、財政基盤が脆弱であり、いまだ景気回復の実感に乏しい本市にとって、厳しい財政運営が今後とも続いていくことを覚悟しなければなりません。

特に、下北医療センター3診療所の不良債務の解消、むつ総合病院に対する債務負担行為の履行に加え、国民健康保険特別会計の健全化、平成27年度から始まる地方交付税の段階的減少、国のエネ

ルギー政策見直しに関連する電源立地地域対策交付金の動向等、財政運営に大きな影響を及ぼす課題・要因が山積しております。

地方交付税につきましては、合併自治体特有の財政需要を算定に加味する動きもあることから、その動向を注視しつつも退職者一部不補充の継続など、内部経費の圧縮はもとより、徹底した事務事業の見直しに努めるとともに、人、物、情報などをフル活用する地域経営の視点を強めつつ、持続可能な財政運営の確立に向けて一步一步着実に取り組んでまいりたいと考えております。

### 結び

以上、平成26年度の市政運営に臨む基本的な姿勢と主要施策について述べてまいりました。

これからの1年間は、市長2期目のいわゆる締めくくりと言っても過言ではない時期にありますとともに、平成26年度末には新しいむつ市となってから丸10年という節目の時を迎えます。

人口減少は私たちの地域のみならず、全国レベルで今後もしや応なしに進んでいくという試算がなされておりますが、その減少率をいかにして抑えながら、私たちの地域・コミュニティを維持していくかという重く、大きな壁が立ちはだかっております。

人口減少から派生する諸課題については避けて通れない状況となっており、加えて直面する行政課題も数多くありますが、それらに臆することなく、大きく目を見開いて前をしっかりと見詰めながら、むつ市民全員が一つのチームとなって一つ一つの課題を乗り越えていかなければなりません。

「大きな夢をこの胸いっぱい描いてゆこう…」昨年9月1日に制定された、新しいむつ市民歌の明るい未来を目指す歌詞となじみやすいメロディの響きに後押しされながら、「希望のまち・むつ市」をつくり上げていくために、平成26年度も全身全霊をもって市政のかじ取りを担ってまい

る所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、施政方針の説明を終わります。

ここで、昼食のため午後2時まで休憩いたします。

午後 零時48分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎日程第5～日程第40 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第1号 むつ市旧大湊水源地水道施設修理専門委員会条例から日程第40 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの36件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました29議案7報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

順序が前後いたしますが、新年度予算の議案からご説明いたします。

最初は、議案第22号 平成26年度むつ市一般会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも327億7,300万円となります。

これを平成25年度当初予算と比較いたしますと、金額で900万円、伸び率では0.03%の増となります。

予算総額が増となりました主な要因につきましては、歳出では、キッズパーク整備事業費で約1億400万円、国民健康保険特別会計繰出金で約1億2,500万円、北の防人大湊地区整備事業費で約4億円、横迎町中央2号線整備事業費で約1億7,200万円、下北地域広域行政事務組合負担金で約4億5,900万円の増となったものの、下北医療センター貸付金で12億5,000万円の減となったことによるものであります。

一方、歳入では、地方消費税交付金で約1億2,400万円、国庫支出金で約6億8,200万円、繰入金で約5億6,600万円、市債で9,100万円の増となったものの、県支出金で3億6,500万円、諸収入で約11億9,600万円の減となったことによるものであります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費のうち総務管理費には、下北半島ジオパーク構想推進協議会負担金並びに川内庁舎に太陽光発電システムを導入し、及び市内5カ所にハイブリッド街路灯を整備するための再生可能エネルギー導入事業費のほか、市民協働まちづくり会議の運営に要する経費、「市民が、自らのアイデアで、自ら行うまちづくり」を支援するための希望のまちづくり補助金、地域振興基金積立金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金を計上しております。

徴税费には、申告受付支援システム及び地方税電子申告システムの運用に要する経費並びに平成27年度に向けての固定資産評価替えに関連する事業費のほか、軽自動車税の納付の利便性を高めるコンビニエンスストア収納事業費を計上しております。

戸籍住民基本台帳費には、来庁者に満足度の高い住民サービスを提供するため窓口アシスタントの配置を含めた窓口サービス向上事業費を計上しております。

民生費のうち社会福祉費には、障害者の自立支援等に要する経費、交通安全対策に要する経費及び公害対策に要する経費のほか、国の経済対策に伴う臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費を計上しております。

老人福祉費には、外出支援サービス事業、高齢者等除雪サービス事業、緊急通報体制整備事業等の在宅福祉関連事業費及び災害時要援護者支援費のほか、老人福祉施設入所者に係る保護措置費及び介護保険特別会計繰出金を計上しております。

児童福祉費には、金谷公園、下北文化会館等との複合的利用により魅力ある子育てゾーンの核となるキッズパーク整備事業費のほか、ひとり親家庭等医療費給付事業費、放課後児童健全育成事業費、ファミリーサポートセンター事業費、子ども・子育て支援事業費、病後児保育事業費、児童手当等措置費、むつ市民間保育所施設整備費補助金並びに保育所及び児童館の運営費を計上しております。

生活保護費には、生活扶助費のほか、各種扶助費を計上しております。

衛生費のうち保健衛生費には、乳幼児等医療費給付事業費を始め、広く市民の健康をサポートするための経費のほか、国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、青森県後期高齢者医療広域連合に対する負担金、各種健康診査に要する経費並びに高齢者肺炎球菌、B型肝炎、ロタ、おたふくかぜ及びインフルエンザのワクチン接種費用に係る助成費等の各種予防接種に要する経費を計上しております。

清掃費には、脇野沢不法投棄廃棄物の撤去に要する経費のほか、ごみの分別収集及びリサイクルに要する経費並びに一般廃棄物処理及びし尿処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金を計上しております。

労働費には、勤労青少年ホームの管理運営に要

する経費及びむつ市シルバー人材センターの運営費に係る補助金を計上しております。

農林水産業費のうち農業費には、市の特産物の生産拡大を図るための特産物産地づくり支援事業費補助金、就農意欲の喚起及び就農後の定着を図るための青年就農給付金並びに野菜等産地生産・販売力強化事業費補助金のほか、農業委員会の運営に要する経費及び天然記念物二ホンザル・カモシカ食害対策事業費を計上しております。

畜産業費には、市営牧野作業用機械整備事業費のほか、むつ市脇野沢いのししの館及び市内各牧野の指定管理料を計上しております。

林業費には、むつ地区分収造林売払事業費のほか、健全化施策推進のための森林整備地域活動支援交付金、直営造林事業費及び片貝林道整備事業費を計上しております。

水産業費には、浜奥内漁港施設整備費及び関根漁港施設整備費のほか、種苗放流事業に係る補助金、ホタテ貝殻を活用したナマコの増殖事業に係る補助金、関根浜沿岸漁業振興基金積立金、大畑町沿岸漁業振興対策事業費補助金、漁業共済掛金等補助金及び各漁港施設の整備に要する県営事業負担金を計上しております。

商工費には、休憩機能、情報発信機能及び地域連携機能に加え、災害時には物流拠点としての防災機能を兼ね備えた「道の駅」整備事業費、地元特産品の消費拡大及び販売促進を推進するための「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業費並びに観光客へのワンストップ的窓口機能を持つ観光地域づくりプラットフォーム設立に要する経費を含む下北観光協議会負担金のほか、元気むつ市応援隊推進事業費、地域企業連携強化事業費、元気なまちづくりサイト運営事業費、夜景観光推進事業費、薬研温泉開湯400年準備事業費、地域商店街活性化事業費補助金、小規模事業者経営改善資金利子補給事業費、中小企業への融資に

係る原資預託金並びに観光施設の管理運営及びむつ市消費生活センターの運営に要する経費を計上しております。

土木費のうち道路橋りょう費には、橋梁長寿命化修繕事業費、新町4号線道路整備事業費、大湊地区坂道対策事業費、兎沢・関根橋線道路整備事業費、新町5号線道路整備事業費、葉研1号線道路整備事業費、筒万坂2号線道路整備事業費、細間沢線道路整備事業費及び親和町1号線融雪溝整備事業費のほか、老朽化が進む道路の損傷状態を把握するための道路ストック総点検事業費、道路維持工事費、道路維持補修費、除排雪経費及び除排雪機械購入費を計上しております。

河川費には、治水対策として、金曲・赤川町地区排水路整備事業費、中央地区排水路整備事業費、金谷川河川整備事業費、小近川護岸整備事業費及び高野川護岸整備事業費のほか、雨水対策調査検討事業費及び県の急傾斜地整備事業に対する負担金を計上しております。

港湾費には、大湊港湾整備事業として実施する大平マリーナ緑地及び防災連絡橋の整備に対する県営事業負担金を計上しております。

都市計画費には、大湊水源池公園周辺の整備に係る北の防人大湊地区整備事業費のほか、金谷公園防犯カメラ設置事業費、横迎町中央2号線整備事業費及び下水道事業特別会計繰出金を計上しております。

住宅費には、緑町団地及び川内・木団地建設事業費並びに昭和町団地及び桜木町団地解体事業費のほか、市営住宅の維持管理費を計上しております。

消防費には、消防団車両デジタル簡易無線機整備事業費のほか、災害時用備蓄品整備事業費、防災行政用無線整備事業費及び消防団車両整備事業費並びに大湊消防署建設事業費及びむつ消防署救助工作車購入費を含む下北地域広域行政事務組合

負担金を計上しております。

教育費のうち教育総務費には、小中一貫教育学習支援員、スクールサポーター、教育相談支援員等の配置に要する経費のほか、ジュニア大使派遣事業費、子ども夢育成基金事業費、要保護及び準要保護児童生徒援助費並びに私立幼稚園就園奨励費を計上しております。

小学校費には、脇野沢小学校建設費及び市内3小学校に係る非構造部耐震化調査改修事業費のほか、小学校教育用パソコン等更新事業費、学校管理運営費及びスクールバス運行管理費を計上しております。

中学校費には、関根中学校の建設に係る補助採択のための耐力度調査事業費及び市内2中学校に係る非構造部耐震化調査改修事業費のほか、学校管理運営費及びスクールバス運行管理費を計上しております。

社会教育費には、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費及び二枚橋2遺跡出土品保存修理事業費のほか、文化財収蔵庫、公民館及び図書館の管理運営に要する経費並びにむつ市下北自然の家指定管理料を計上しております。

保健体育費には、青森県民体育大会下北地域実行委員会負担金及びむつ運動公園陸上競技場スタンド改修事業費のほか、児童生徒の健康診断委託料、各種大会及びスポーツ団体への補助金並びに各体育施設の指定管理料を計上しております。

公債費には、長期債の元金償還金、長期債利子及び一時借入金利子を計上しております。

諸支出金には、水道事業会計への負担金並びに一部事務組合下北医療センターに対する負担金及び補助金を計上しております。

次に、歳入についてであります。市税では、法人市民税には景気回復に伴う法人税割の増収分を、固定資産税には新增築家屋の増加による増収分を、市たばこ税には平成25年度決算見込みによ

り、57億4,963万2,000円を計上しております。

これを平成25年度と比較しますと、金額では491万5,000円、伸び率では0.1%の増となっており、徴収率は現年課税分で97.9%、滞納繰越分で13.1%、全体では92.8%の見込みとしております。

地方譲与税には、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税について、平成25年度交付見込額に地方財政計画の伸び率等を勘案して計上しております。

地方特例交付金には、住宅借入金等特別税額控除による減収補填に係る交付見込額を計上しております。

地方交付税には、基礎数値及び単位費用の入れ替えを行い、交付見込額を計上しております。

繰入金には、育英基金、大畑町沿岸漁業振興基金、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金、地域振興基金及び地域の元気臨時交付金基金からの繰入金を計上しております。

市債には、臨時財政対策債及び借換債のほか、事業との関連で借入見込額を計上しております。

その他歳入につきましては、事務事業との関連で収入見込額を計上しております。

なお、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費につきましては継続費を、市議会会議録作成委託料、年度内の除排雪対策経費及びむつ市小規模事業者経営改善資金利子補給金につきましては債務負担行為を設定しております。

次に、議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも71億4,249万8,000円となります。

これを平成25年度当初予算と比較しますと、金額では1億7,863万9,000円、伸び率では2.4%の減となります。

まず、歳出の主なものについてですが、保険給付費には一般被保険者及び退職被保険者等

の医療に係る保険者負担経費を、後期高齢者支援金等には後期高齢者医療への支援金を、介護納付金には第2号被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金への納付金を、共同事業拠出金には高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金を、保健事業費には特定健康診査事業及び健康づくり推進事業に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてですが、国民健康保険税には税率改正に伴う収入見込額を、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金及び共同事業交付金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第24号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも4億9,517万7,000円となります。

これを平成25年度当初予算と比較しますと、金額では1,334万5,000円、伸び率では2.8%の増となります。

歳入歳出の主なものについてですが、歳出には青森県後期高齢者医療広域連合への納付金を、歳入には保険料の徴収見込額及び保険基盤安定制度に係る一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第25号 平成26年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも59億5,159万円となります。

これを平成25年度当初予算と比較しますと、金額では1億5,548万7,000円、伸び率では2.7%の増となります。

まず、歳出の主なものについてですが、総務費には、下北圏域介護認定審査会の運営に要する経費を、保険給付費には介護サービスに係る

保険者負担経費を、地域支援事業費には介護予防等に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。保険料には第1号被保険者に係る介護保険料の収入見込額を、分担金及び負担金には下北圏域介護認定審査会の運営に対する関係町村の負担金を、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を計上しております。

次に、議案第26号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも15億2,136万7,000円となります。

これを平成25年度当初予算と比較しますと、金額では896万7,000円、伸び率では0.6%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります。事業費には一般管理費、施設の維持管理費及び管渠工事等の下水道整備費を、公債費には市債の元利償還金等を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。事業収入には下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を、国庫支出金には交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金を、市債には借入予定額を計上しております。

次に、議案第27号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも2億7,364万3,000円となります。

これを平成25年度当初予算と比較しますと、金額では2億6,629万7,000円の大幅な伸びとなっております。

歳出の主なものについては、事業費に（仮称）田名部まちなか団地建設に係る用地取得費を、歳

入の主なものについては、市債に公共用地先行取得事業債を計上しております。

次に、議案第28号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも2,918万8,000円となります。

これを平成25年度当初予算と比較しますと、金額では1,731万3,000円、伸び率では145.8%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費には魚市場運営審議会の運営に要する経費を、施設費には魚市場施設の維持管理費及び新魚市場整備等に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。使用料及び手数料には当該施設等の使用料を、繰入金には地方卸売市場大畑町魚市場基金繰入金を、国庫支出金には交付見込額を計上しております。

次に、議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。支出には水道施設等の維持管理費、水道料金徴収経費、減価償却費、企業債利息等で16億8,458万5,000円を、収入には水道料金、一般会計負担金等で18億3,008万7,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。支出には上水道整備事業等に係る建設改良費及び企業債の元金償還金で18億3,523万円を、収入には上水道整備事業及び簡易水道統合整備事業等に係る企業債、一般会計負担金並びに国庫補助金で13億774万6,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億2,748万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

以上が新年度各会計予算の概要であります。

次に、新年度予算以外の議案及び報告についてご説明いたします。

まず、議案第1号 むつ市旧大湊水源地水道施設修理専門委員会条例についてであります。本案は、国の重要文化財に指定されている旧大湊水源地水道施設に係る保存修理事業の実施に当たり必要な事項を調査審議するため、附属機関を設置するものであります。

次に、議案第2号 むつ市市民協働まちづくり会議条例の一部を改正する条例及び議案第3号 むつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、組織機構の見直し等に伴い、むつ市市民協働まちづくり会議及びむつ市男女共同参画推進委員会の庶務を処理する部署を変更するためのものであります。

次に、議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会が行った県職員の給与に関する勧告に鑑み、市において4輪自動車を使用する職員の通勤手当の上限額を改定するためのものであります。

次に、議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、附属機関の名称を変更するためのものであります。

次に、議案第6号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ市国民健康保険特別会計の収支均衡を図るため、税率を改正するものであります。

次に、議案第7号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例及び議案第8号 むつ市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

についてであります。これら2議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法及び地方青少年問題協議会法の改正に伴い、条例で定めることとされた基準等について必要な事項を規定するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第9号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、新むつ市保育再編計画後期計画に基づき、むつ市立緑町保育所を社会福祉法人桜木会へ移譲することに伴い、本年3月31日をもって廃止するためのものであります。

次に、議案第10号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例及び議案第11号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、関係法律の法律名の変更に伴い、引用部分の条文を整理するためのものであります。

次に、議案第12号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、下北地域広域行政事務組合において一般廃棄物等処理施設に係る手数料を徴収することとしたことから、所要の改正をするためのものであります。

次に、議案第13号 むつ市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、本年4月1日の消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をするためのものであります。

次に、議案第14号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例を廃止する条例についてであります。本案は、むつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」を社会福祉法人桜木会へ移譲することに伴い、条例を廃止するためのものであります。

次に、議案第15号 指定管理者の指定について



であります。本案は、むつ運動公園、むつ市釜臥山スキー場及びむつ市かまふせビレッジの管理について、指定管理者を指定するためのものです。

次に、議案第16号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてであります。本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、規約を変更するためのものです。

次に、議案第17号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年4月25日をもって任期が満了となります遠島進氏を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第18号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、本年6月30日をもって任期が満了となります永井信孝氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第19号 平成25年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案で提案いたします補正予算は、6億195万7,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、346億8,319万3,000円となります。

まず、歳出についてであります。総務費には、地域住民の生活に必要なバス路線を維持するための地域公共交通確保維持改善事業費等補助金を計上しておりますほか、充当事業との関連により、地域振興基金積立金及び特定防衛施設周辺設備調整交付金事業基金積立金を増額しております。

民生費には、障害者自立支援給付費国庫負担金及び子育て支援交付金の確定に伴う返還金を計上しておりますほか、利用者の増加見込みにより障害者自立支援給付費を増額しております。

衛生費では、決算見込みによりむつ市斎場に係

る除雪機械購入費を減額しております。

農林水産業費では、国の平成25年度補正予算を受け関根漁港施設機能強化事業費及び浜奥内漁港施設整備事業費を増額しておりますほか、決算見込みによりむつ市宮永下牧野に係るトラクター購入費を減額しております。

土木費では、国の平成25年度補正予算を受け大湊港湾事業負担金及び北の防人大湊地区整備事業費を増額しておりますほか、決算見込みにより下水道事業特別会計繰出金を、契約額の確定により継続費を設定しております観光交流センター建設事業費を減額しております。

教育費には、子ども夢育成基金積立金を計上しておりますほか、奨学金返還金の増加により育英基金積立金を増額し、決算見込みにより、小中学校に係る小型除雪機購入費並びに中学校に係る体育館屋根改修事業費及び教育用パソコン購入費を減額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。地方交付税では、交付額の確定により普通交付税を増額しております。

国・県支出金では、補助内示等に伴う収入見込みにより増減調整しております。

寄附金には、子ども夢育成事業資金寄附金及び育英資金寄附金を計上しております。

諸収入では、奨学金貸付金元金収入を増額しております。

市債では、事業等との関連において、借入見込額を増額しております。

なお、収支における特定財源と一般財源との調整により、一般財源を財政調整基金に積み立てしております。

また、契約額の確定により、観光交流センター建設事業について継続費の変更を行っておりますほか、年度内に事業完了が見込めないことから、むつ市民間保育所施設整備助成事業外6事業につ

いて繰越明許費を設定し、むつ運動公園外2施設の指定管理料について債務負担行為を追加しております。

次に、議案第20号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。本案は、社会資本整備総合交付金の減額及び決算見込みにより1億5,540万円を減額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、13億5,700万円となります。

次に、議案第21号 平成25年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、決算見込みにより補正するものでありまして、収益的収入及び支出において、支出では103万3,000円を増額し、収入では2,127万4,000円を減額しておりますほか、資本的収入及び支出において、支出では1,000万5,000円を、収入では5,472万8,000円をそれぞれ減額しております。

次に、報告第1号についてであります。これは、昨年10月17日にむつ市役所駐車場で発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいておりますところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第2号及び報告第3号についてであります。これらは、昨年11月3日に地方卸売市場大畑町魚市場内で発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めること並びに平成25年むつ市魚市場事業特別会計補正予算についてでありまして、議会の委任をいただいておりますところにより専決処分し、及び損害賠償金の支払いに急を要したため関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第4号、報告第6号及び報告第7号についてであります。これらは、平成25年度むつ市一般会計補正予算でありまして、道路等の除排雪に係る予算に不足が見込まれたため、除排雪委託料を追加することについて、それぞれ専決処

分したものであります。

次に、報告第5号についてであります。これは、平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算でありまして、本年4月1日の消費税法及び地方税法の一部改正に伴う介護保険事務処理システムの改修に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました29議案7報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。次第であります。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。2月26日から28日までと3月3日から5日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、2月26日から28日までと3月3日から5日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、3月1日及び2日は休日のため休会とし、3月6日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時35分 散会